

平成 2 0 年度

法務省事前評価実施結果報告書

平成 2 0 年 8 月

法 務 省

## はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画（平成20年3月28日決定。）に基づき、本年度実施した事前評価の結果をとりまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、政策評価懇談会委員の意見等を参考とした。

## 目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成20年度事前評価実施結果報告書	
	(1) 施設の整備	
	松戸法務総合庁舎新営工事	4
	(松戸法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	甲府法務総合庁舎新営工事	11
	(甲府法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	郡山第2法務総合庁舎新営工事	18
	(郡山第2法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	仙台少年鑑別所新営工事	25
	(仙台少年鑑別所新営工事事業評価資料)	
	大阪拘置所新営工事	32
	(大阪拘置所新営工事事業評価資料)	
	(2) 法務に関する調査研究	
	家庭内の重大犯罪に関する研究	39

覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

(参考資料)

法務省大臣官房施設課「大臣官房施設課における事業評価の概要」



## 政策体系

基本政策	
政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	
1	<b>基本法制の維持及び整備</b> （事後監視型社会への転換，社会経済構造の変革に即応した基本法制の維持及び整備を行う。）  (1) <b>社会経済情勢に即応した基本法制の整備</b> （情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制を整備することにより，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するよう刑事基本法制を整備することにより，事後監視・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）
2	<b>司法制度改革の推進</b> （社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後監視・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）  (1) <b>総合法律支援の充実強化</b> （裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）  (2) <b>裁判員制度の啓発推進</b> （国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）  (3) <b>法曹養成制度の充実</b> （高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）  (4) <b>裁判外紛争解決手続の拡充・活性化</b> （国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）  (5) <b>法教育の推進</b> （法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）
3	<b>法務に関する調査研究</b> （内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）  (1) <b>法務に関する調査研究</b> （内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

## II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

### 4 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) 適正迅速な検察権の行使（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

### 5 矯正処遇の適正な実施（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）

- (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）
- (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施（被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）
- (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進（過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。）

### 6 更生保護活動の適切な実施（犯罪や非行等をした者の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) 保護観察対象者等の改善更生（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。）
- (2) 犯罪予防活動の助長（犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (3) 医療観察対象者の社会復帰（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、円滑に社会復帰をすることができるようにする。）

### 7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- (1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

### 8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

- (1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

## III 国民の権利擁護

### 9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>登記事務の適正円滑な処理</b>（登記事務におけるシステムの見直し等により，事務処理の効率化，システム関係経費の削減を図るとともに，国民の利便性を向上させる。）</li> <li>(2) <b>国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理</b>（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）</li> <li>(3) <b>債権管理回収業の審査監督</b>（債権回収会社について必要な規制を行うことにより，債権管理回収行為等の適正を図る。）</li> </ul>
10	<p><b>人権の擁護</b>（国民の人権の擁護を積極的に行う。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>人権の擁護</b>（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し，もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）</li> </ul>
IV	<p><b>国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理</b></p>
11	<p><b>国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理</b>（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して，統一に対処し適正な調和を図る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理</b>（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより，国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）</li> </ul>
V	<p><b>出入国の公正な管理</b></p>
12	<p><b>出入国の公正な管理</b>（我が国社会にとって好ましくない外国人の排除を図るとともに，出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>出入国の公正な管理</b>（平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させ我が国社会の安全と秩序の維持を目指すとともに，我が国の国際協調と国際交流を推進し，我が国社会の健全な発展を目指す。）</li> </ul>
VI	<p><b>法務行政における国際化対応・国際協力</b></p>
13	<p><b>法務行政における国際化対応・国際協力</b>（外国関係機関との連携等を通じて，法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>法務行政の国際化への対応</b>（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）</li> <li>(2) <b>法務行政における国際協力の推進</b>（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力に貢献する。）</li> </ul>
VII	<p><b>法務行政全般の円滑かつ効率的な運営</b></p>
14	<p><b>法務行政全般の円滑かつ効率的な運営</b>（説明責任の履行，透明性の確保，人的物的体制の整備確立等を通じて，法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>法務行政に対する理解の促進</b>（法務行政を国民に開かれた存在にし，その理解の促進を図る。）</li> <li>(2) <b>施設の整備</b>（司法制度改革等の新たな行政需要や，治安の悪化による事件数の急増などを起因とする狭あい化や，長期間の使用による老朽化した施設の整備を行う。）</li> <li>(3) <b>法務行政の情報化</b>（国民の利便性，行政サービスの向上を図るため，法務行政手続の情報化を推進するとともに，法務省で運用する情報システムについて，政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り，業務及び情報システムの効率化を推進する。）</li> <li>(4) <b>職員の多様性及び能力の確保</b>（社会経済情勢の変動に適切に対応するため，職員の多様性を確保し，能力の開発・向上を図る。）</li> </ul>

# 平成20年度事前評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成20年8月	政策体系上の位置付け	VII-14-(2)
評価対象	施設の整備（松戸法務総合庁舎新営工事）		
所管部局	大臣官房施設課		
評価方式	事業評価方式		

## 2. 事業等の内容

### (1) 課題・ニーズ

既存施設は、狭あいのため、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。また、国有財産の有効活用化のために移転再配置が必要となっている。

### (2) 目的・目標

新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。

### (3) 具体的内容

事業場所：千葉県松戸市岩瀬473番地13

事業時期：平成21年度から

延べ面積：5,787㎡

入居庁：千葉県地方検察庁松戸支部

千葉県地方方法務局松戸支局

## 3. 評価手法等

「大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。

なお、事業費要求段階（平成24年度以降の予定）に費用対効果分析まで含めて総合的に評価することとしている。

## 4. 評価の内容

### (1) 事業の緊急性に関する評点が100点以上であること

事業の緊急性：119点

・既存庁舎は狭あいの上、移転再配置計画あり。

### (2) 計画の妥当性に関する評点が100点以上であること

計画の妥当性：121点

・現予定地での新営整備は、必要な駐車場も確保でき好立地条件。

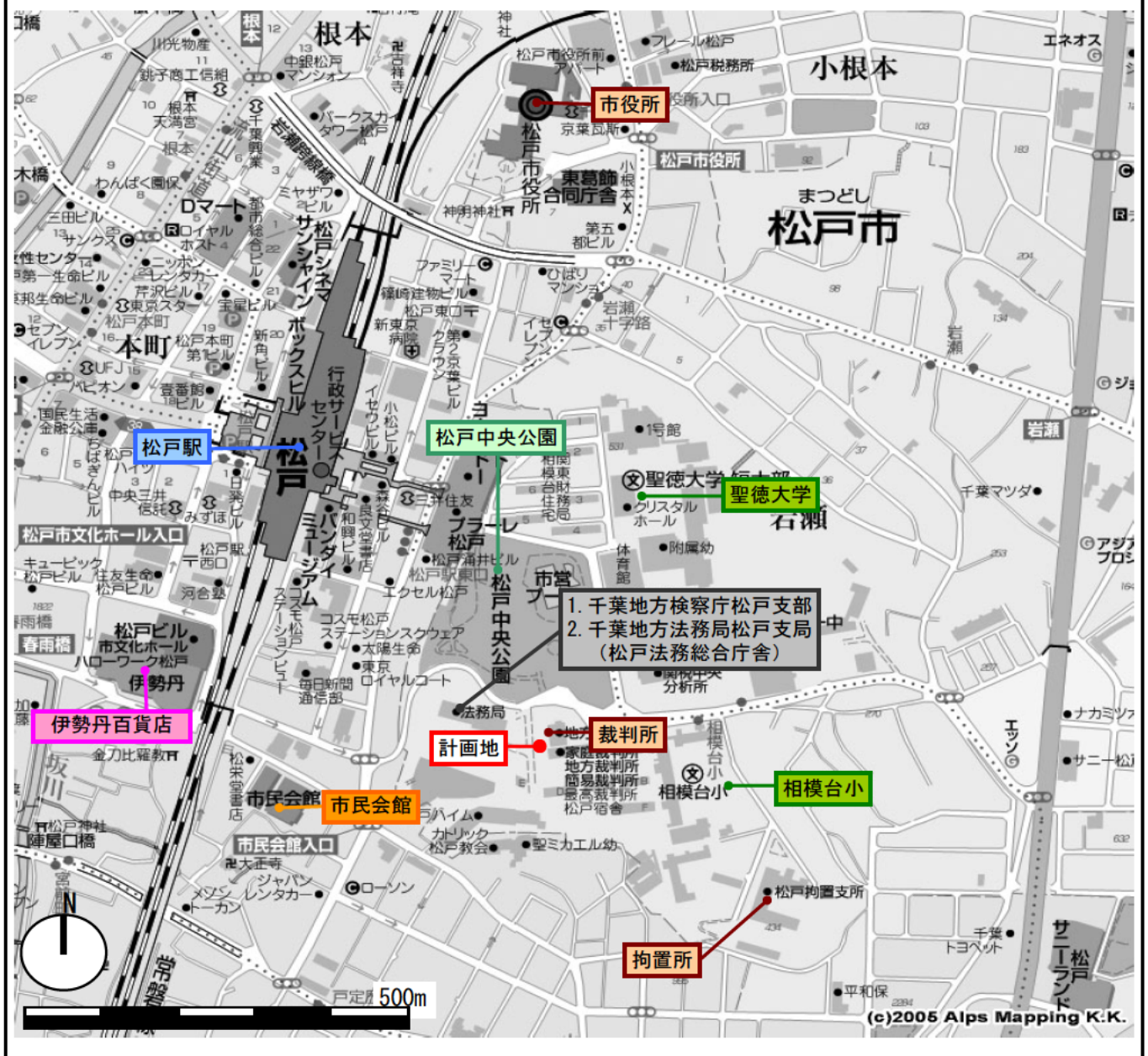
以上(1)、(2)より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

## 5. 備考

松戸法務総合庁舎新営工事  
事業評価資料

# 1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	スポーツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	千葉地方検察庁松戸支部	J R松戸駅より徒歩10分	
2	千葉地方法務局松戸支局	J R松戸駅より徒歩10分	
3			
(計画地)	松戸法務総合庁舎	J R松戸駅より徒歩10分	

## 2 整備方針

### ○ 検察庁

目的	方針
来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース，情報公開窓口の拡充 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保
	○ バリアフリー化 ・ 身障者・高齢者及び婦人，子供のための機能の充実
	○ 駐車場の拡充 ・ 駐車台数の増加 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
被害者への配慮	○ 被害者の保護 ・ 専用出入口の設置 ・ 性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・ 専用待合室の設置 ・ 被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
検察業務の質的・量的変化への対応 業務効率・検察官支援機能の充実	○ 調室機能の充実 ・ 調室の狭あいの解消 ・ 調室の増加
	○ 付随機能等の充実 ・ 各待合室，控室の充実(通訳人控室等) ・ 調室補助機能の充実 ・ 警察官等の捜査関係者の同行室の拡充
	○ 窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
	○ 保管機能の充実 ・ 証拠品庫，記録保管庫，資料室のスペースの拡充 ・ 証拠品庫，記録保管庫，資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
防犯性の向上	○ 被疑者専用経路，待合室等の充実，確保 ・ 被疑者専用経路の確保 ・ 被疑者専用待合室の確保

○ 法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	○ 待合機能（情報提供機能）の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・待合のためのスペースの確保</li> <li>・リフレッシュスペースの確保（喫煙所，自動販売機等）</li> <li>・情報公開，情報提供スペースの確保</li> </ul>
		○ 相談機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談室の拡充（狭あいの解消等）</li> <li>・プライバシーの確保（遮音性等の確保）</li> </ul>
		○ バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者，高齢者及び婦人，子供のための機能の充実</li> <li>・来庁者用経路の明確化（案内表示等のサイン計画の改善）</li> </ul>
		○ 駐車場の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要駐車台数の確保</li> </ul>
	業務処理機能の充実	○ 登記窓口，事務室の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記業務のコンピューター化等に伴う事務室の狭あいの解消</li> <li>・セキュリティーの確保</li> </ul>
		○ 各領域の明確な区分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧スペースの拡充</li> <li>・情報端末等の設置</li> <li>・複写機等の充実</li> </ul>
		○ 閲覧機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧機能の拡充</li> <li>・情報端末等の設置</li> <li>・複写機等の充実</li> </ul>
		○ 会議室の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議，研修に対応できるスペースの確保</li> </ul>
		○ 書庫充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保</li> <li>・スペースの有効活用への配慮</li> <li>・保管機能の充実 （空調設備等の設置）（防災安全性の確保） （保安安全性の確保）</li> </ul>



3 事業の継続性

計画理由	内容	評価点	100	90	80	70	60	50	40	備考	評価点
老朽	木造		保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	
	非木造		現存率50%以下又は経年被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左					
狭あい	庁舎面積		面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	9.0
借用交換	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの			期限付きの立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難				緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
	街道、公園及び区画整理等都市計画事業施行地		周囲が区画整理等施行区域で当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの	2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	区画整理等が計画決定済みであるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係											
立地条件の不良	地域性上の不適				都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるものは防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	防火度70点	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
	位置の不備				位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの				位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの		
衛生条件の不良	地盤の不備		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの				地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
	必要施設の不備		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの				施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの		
施設の不良	採光、換気不良				法令による基準よりはるかに低いもの				法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備		法令、協議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用される。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	100.0
加算点 (法務総合庁舎計画)											10
主要要素											119
従要素											

4 計画の妥当性

分類	項目	係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替え予定、公有地等の借用地取得の計画が、又はは民有地を長期間借用可能なもの	1.0			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.0
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件が災害防止・環境保全上良好	1.1		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
10	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	周辺に道路・鉄道等が整備済み	1.1				整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	0.9	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
規模	敷地形状	敷地が有効に利用できる	敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に隣接している	1.0		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に隣接していない		1.0
	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている	1.0		規模業務内容との関連が不明確		規模未定	1.0
構造	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	1.0	駐車場等の確保に支障がある				1.0
	単独庁舎としての整備条件		単独庁舎計画としての整備が適当	0.5			合同庁舎、法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備が必要	1.0
機能性等	合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件		合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件が適当	0.5				合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	1.0		適切な構造として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
該当する項目									121
評点（各係数の積×100倍）									121

# 平成20年度事前評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成20年8月	政策体系上の位置付け	VII-14-(2)
評価対象	施設の整備（甲府法務総合庁舎新営工事）		
所管部局	大臣官房施設課		
評価方式	事業評価方式		

## 2. 事業等の内容

### (1) 課題・ニーズ

既存施設は、老朽・狭あいのため、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。

### (2) 目的・目標

新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。

### (3) 具体的内容

事業場所：山梨県甲府市中央一丁目11番8号

事業時期：平成20年度から

延べ面積：7,621㎡

入居庁：甲府地方検察庁  
甲府保護観察所

## 3. 評価手法等

「大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。

## 4. 評価の内容

### (1) 事業の緊急性に関する評点が100点以上であること

事業の緊急性：117点

・既存庁舎は老朽、狭あいである。

### (2) 計画の妥当性に関する評点が100点以上であること

計画の妥当性：133点

・現予定地での新営整備は、必要な駐車場も確保でき好立地条件。

### (3) 事業の効果（費用対効果（B/C））が1以上であること、または事業の効果（その他の効果）について定性的な評価により新規事業採択の必要性が認められること

事業の効果：3.7

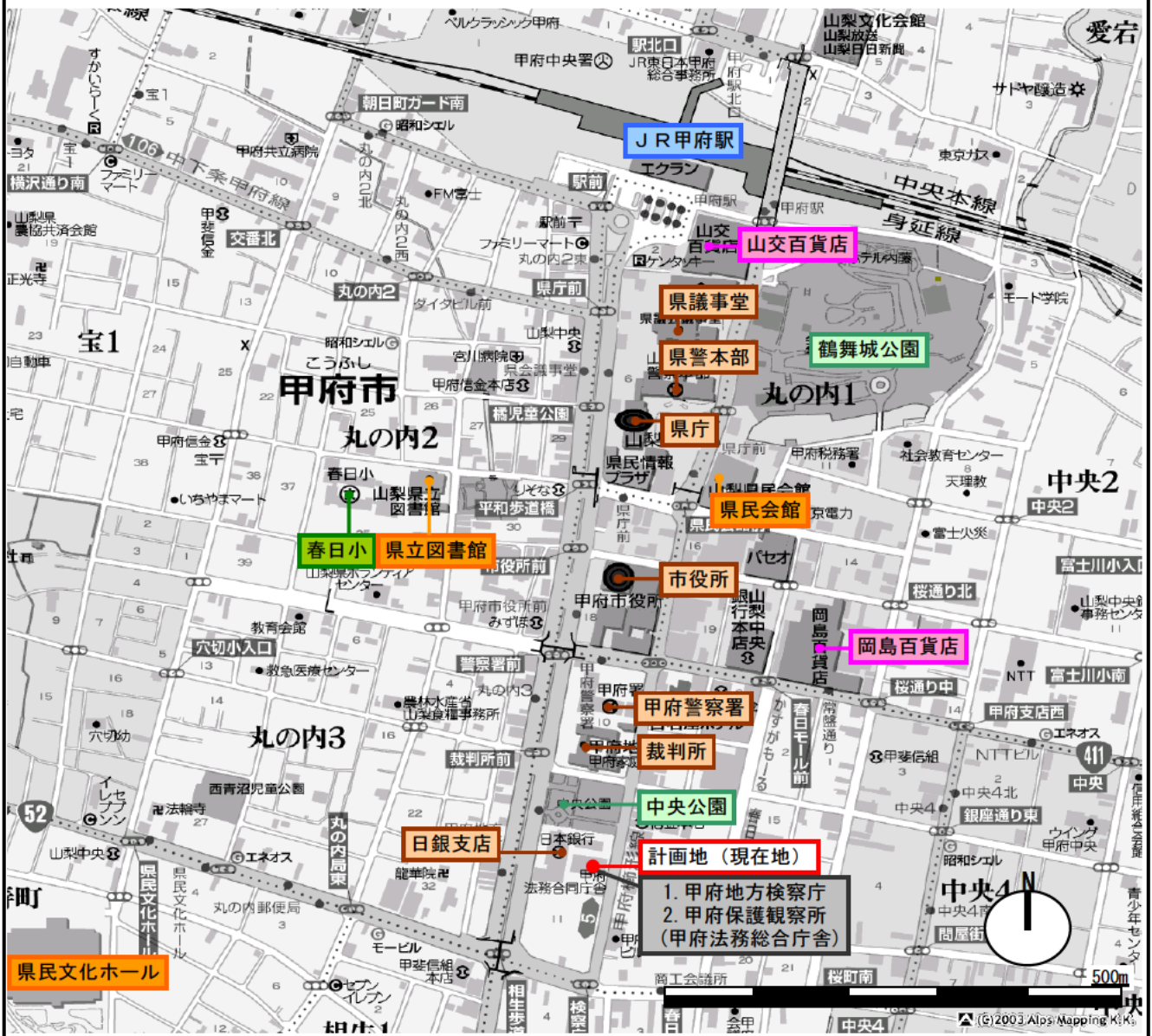
以上（1）、（2）、（3）より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

## 5. 備考

甲府法務総合庁舎新営工事  
事業評価資料

# 1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	スポーツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	甲府地方検察庁	J R 甲府駅より徒歩15分	
2	甲府保護観察所	同上	
3			
4			

## 2 整備方針

○ 検察庁		
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース・情報公開窓口の拡充 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保 ・ 情報提供スペースの充実  ○ 相談機能の充実 ・ 被害者支援相談室の充実 ・ プライバシーの配慮 ・ ホットライン等の充実  ○ バリアフリー化 ・ 身障者・高齢者及び婦人・子供のための機能の充実  ○ 駐車場の拡充 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
	被害者への配慮	○ 被害者の保護 ・ 専用出入口の設置 ・ 性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・ 専用待合室の設置 ・ 被害者支援相談室の設置 ・ 被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
	業務効率・検察官支援機能の充実	○ 調室機能の充実 ・ 調室の狭あいの解消 ・ 調室の増加 ・ 捜査資料等検討スペースの確保
		○ 付随機能等の充実 ・ 各待合室・控室の充実(通訳人控室等) ・ 調室補助機能の充実 ・ 警察官等の捜査関係者の同行室の拡充 ・ 係検事室等の関係機関(警察等)との打合せスペースの確保
		○ 窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実 ・ 証拠品受入検討室の充実
		○ 研修機能の充実 ・ 専用会議室の充実 ・ 研修室・講師控室の充実
	防犯性の向上	○ 保管機能の充実 ・ 証拠品庫・記録保管庫・資料室のスペースの拡充 ・ 証拠品庫・記録保管庫・資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティーの充実 ・ 適切な保存機能の確保(空調設備等の設置等) ・ 証拠品受入検討室の設置 ・ 証拠品閲覧・還付室の設置
		○ 被疑者専用経路・待合室等の充実・確保 ・ 被疑者専用経路の確保 ・ 被疑者専用待合室の確保

3 事業の緊急性

計画理由	内容	100	90	80	70	60	50	40	備考	評点
老朽	木造	保安度2,500以下 現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,000以下 現存率60%以下 同左	3,500以下 現存率70%以下 同左	4,000以下 現存率80%以下 同左	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	100
	非木造									
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	7
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		期限付きの立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合				緊急に返還すべきもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で著しく支障があるもの	2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと防書となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済みであるもの		
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	都市計画的にみて、防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以上のもの	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの			位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
衛生条件の不良	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの			施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	
施設の不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの	法令による基準より相対的に低いもの			法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点 (法務総合庁舎計画)										10
主要要素										117
従要素										

4 計画の妥当性

分類	項目	係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み		国有地の所管替え予定、 公有地等の借用予定、 建設までに用地取得の計画 有り、又は民有地を長期 間借用可能なもの			建設までの用地取得計画 が不明確	敷地未定	1.1
		自然条件が災害防止・環 境保全上良好		自然条件の不備を技術的 に解消できる		自然条件が災害防止・環 境保全上やや支障がある		自然条件が災害防止・環 境保全上著しい支障があ る	1.1
	災害防止・環境保全	周辺に道路・鉄道等が整 備済み		整備の見込み有り				整備の見込みなし	1.1
	アクセスの確保	都市計画・土地利用計画 等に積極的に貢献		都市計画等との整合	条件整備により都市計画 等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.1
規模	敷地形状			敷地が有効に利用できる 形状であり、安全・円滑 に出入りできる構造の道路 等に隣接している		敷地が有効に利用できる 形状ではない	安全・円滑に出入りでき る構造の道路等に隣接し ていない		1.0
		業務内容に応じ、適切な 規模が設定され、敷地の 高度利用について配慮し ている		業務内容に応じ、適切な 規模が設定されている		規模業務内容との関連が 不明確		規模未定	1.0
	建築物の規模	駐車場、緑地等に必要な 面積が確保されている		建築物の規模に応じ適切 な規模となっている	駐車場等の確保に支障が ある				1.0
	敷地の規模			単独庁舎計画としての整 備が適当			合同庁舎、法務総合庁舎 計画との調整が必要	合同庁舎、法務総合庁舎 計画としての整備が必要	1.0
構造	単独庁舎としての整備条 件			合同庁舎、法務総合庁舎 としての整備条件が適当				合同庁舎、法務総合庁舎 計画としての整備条件が 整っていない	
	合同庁舎、法務総合庁舎 としての整備条件			標準的な構造として計画 されている。又は、特殊 な施設で必要な機能が 満足される計画である		適切な構造として計画さ れている		標準的な構造が確保でき ないおそれがある。又は、 特殊な施設で必要な 機能が満足されないおそ れがある	1.0
	機能性等								1.0
該当する項目									133
評点 (各係数の積 × 100倍)									



5 費用対効果

項目		現在価値 (50年間)
総費用 (C)	初期費用	建設費等
	維持修繕費	維持修繕費等
	総費用	
建物の新営による効果 (B0)	利用者の利便	行政サービスの向上等
	地域への寄与	地域住民の満足度向上
	安全の確保	防災安全性の向上等
	環境への配慮	地球温暖化対策等
	建物の新営による効果 (B0)	
建物新営の費用対効果 (B/C)		2.2

項目		現在価値 (50年間)
検察庁としての加算効果 (B1)	来庁者対応機能の充実	情報提供スペースの充実等
	被害者への配慮	カウンセリング室の設置等
	業務効率・適切な業務の遂行	調室, 保管機能の充実等
	防犯性の向上	被疑者専用経路, 待合室等の充実, 確保
	検察庁としての加算効果 (B1)	

項目	現在価値
建物の新営による効果 (B0)	103.3億円
検察庁としての効果 (B1)	70.2億円
総効果 (B0+B1)	173.5億円
総費用 (C)	46.8億円

費用対効果 (B/C)	3.7
-------------	-----

# 平成20年度事前評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成20年8月	政策体系上の位置付け	VII-14-(2)
評価対象	施設の整備（郡山第2法務総合庁舎新営工事）		
所管部局	大臣官房施設課		
評価方式	事業評価方式		

## 2. 事業等の内容

### (1) 課題・ニーズ

既存施設は、狭あいのため、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。

### (2) 目的・目標

新営の必要に迫られている法務局支局及び入国管理局出張所を法務総合庁舎として整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。

### (3) 具体的内容

事業場所：福島県郡山市希望ヶ丘83番地2  
                  福島県郡山市富田町字下小次郎木26番地9  
事業時期：平成21年度から  
延べ面積：5,100㎡  
入居庁：福島地方法務局郡山支局  
                  仙台入国管理局郡山出張所

## 3. 評価手法等

「大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。

## 4. 評価の内容

- (1) 事業の緊急性に関する評点が100点以上であること  
事業の緊急性：120点  
・既存庁舎は狭あいの上、統合受入れ計画あり。
- (2) 計画の妥当性に関する評点が100点以上であること  
計画の妥当性：121点  
・現予定地での新営整備は、必要な駐車場も確保でき好立地条件。
- (3) 事業の効果（費用対効果（B/C））が1以上であること、または事業の効果（その他の効果）について定性的な評価により新規事業採択の必要性が認められること  
事業の効果：3.0

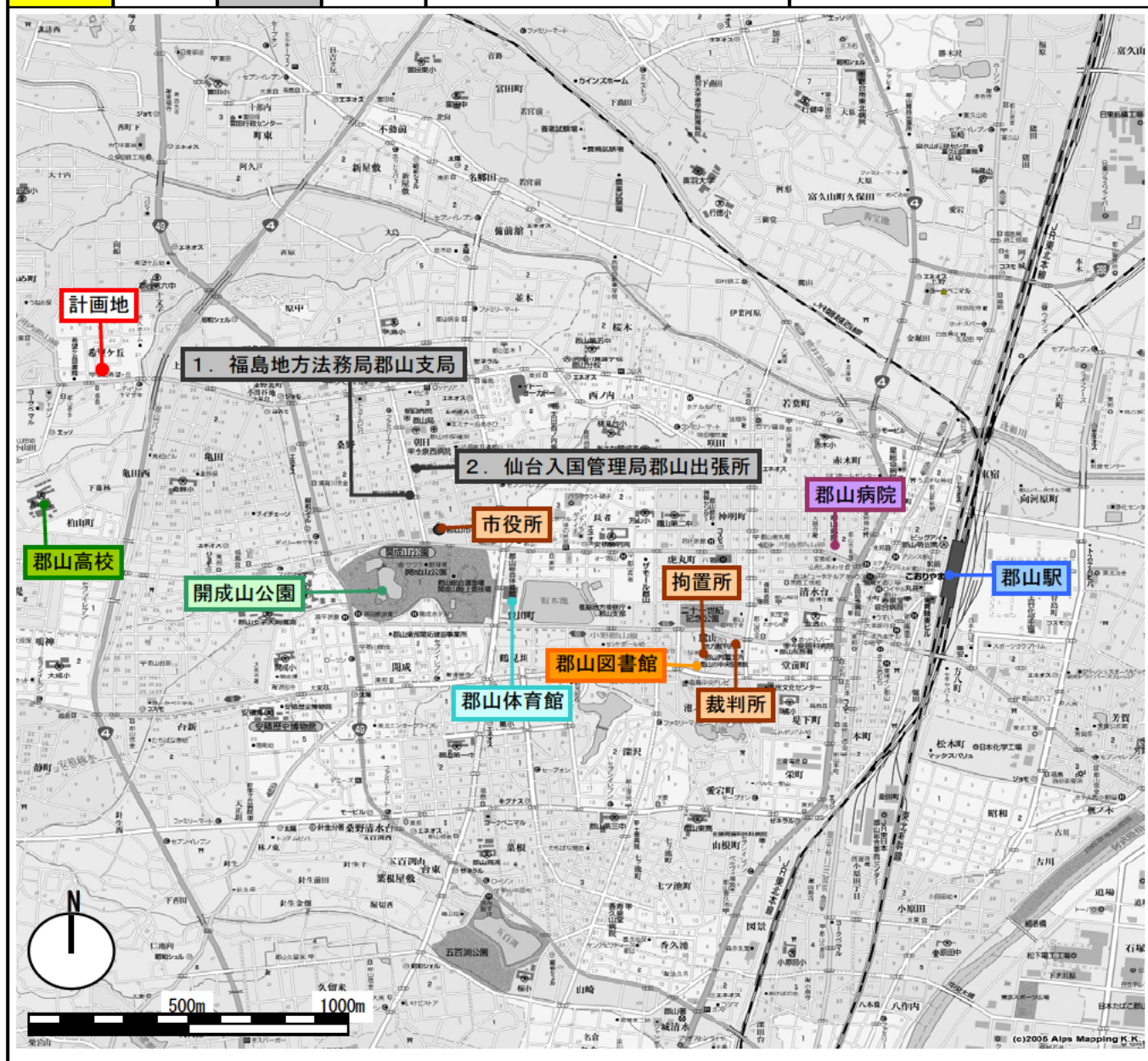
以上（1）、（2）、（3）より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

## 5. 備考

郡山第2法務総合庁舎新営工事  
事業評価資料

# 1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	スポーツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	福島地方法務局郡山支局	J R 郡山駅より徒歩 5 6 分	
2	仙台入国管理局郡山出張所	J R 郡山駅より徒歩 5 6 分	
3			
(計画地)	郡山第 2 法務総合庁舎	J R 郡山駅より徒歩 7 5 分	

○ 法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待合機能（情報提供機能）の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・待合のためのスペースの確保</li> <li>・リフレッシュスペースの確保（喫煙所，自動販売機等）</li> <li>・情報公開，情報提供スペースの確保</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談機能の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談室の拡充（狭あいの解消等）</li> <li>・プライバシーの確保（遮音性等の確保）</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ バリアフリー化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者，高齢者及び婦人，子供のための機能の充実</li> <li>・来庁者用経路の明確化（案内表示等のサイン計画の改善）</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駐車場の拡充               <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要駐車台数の確保</li> </ul> </li> </ul>
	業務処理機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登記窓口，事務室の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記業務のコンピューター化等に伴う事務室の狭あいの解消</li> <li>・セキュリティーの確保</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各領域の明確な区分               <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧スペースの拡充</li> <li>・情報端末等の設置</li> <li>・複写機等の充実</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 閲覧機能の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧機能の拡充</li> <li>・情報端末等の設置</li> <li>・複写機等の充実</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会議室の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議，研修に対応できるスペースの確保</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 書庫充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保</li> <li>・スペースの有効活用への配慮</li> <li>・保管機能の充実 （空調設備等の設置）（防災安全性の確保） （保安安全性の確保）</li> </ul> </li> </ul>

3 事業の緊急性

計画理由	内容	評価点	100	90	80	70	60	50	40	備考	評価点
老朽	木造		保安度2,500以下 現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,000以下 現存率60%以下 同左	3,500以下 現存率70%以下 同左	4,000以下 現存率80%以下 同左	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	
	非木造										
狭あい	庁舎面積		面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合として取り上げる。	100.0
借用返還	立退要求がある場合 返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合		借用期間が切られ、即刻立退きが必要なもの			期限付きの立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難				2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地		周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済みであるもの		
地域性上の不適					都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以上のもの		防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不備				位置が不当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの				位置が不当で業務上又は環境上好ましくないもの		
衛生条件の不良	必要施設の不備				地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合のみ、新営の主な理由として取り上げる。	
施設の不良	採光、換気不良				法令による基準よりはるかに低いもの	法令による基準より相対的に低いもの			法令による基準以下であるもの	新設新営の主な理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備				法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの					国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	10.0
加算点 (法務総合庁舎計画)											10
主要要素										合計	120

4 計画の妥当性

分類	項目	係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み		国有地の所管替え予定、公有地等の借用予定、建設までの用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.0
		災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り					整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能				都市計画等と整合しない	1.0
規模	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に隣接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に隣接していない		1.0
		建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている		規模業務内容との関連が不明確	規模未定	1.0	
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある					1.0
構造	単独庁舎としての整備条件			単独庁舎計画としての整備が適当			合同庁舎、法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備が必要	1.0
		合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件		合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特等な施設で必要な機能が満足される計画である	適切な構造として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特等な施設で必要な機能が満足されないおそれがある		1.0	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 該当する項目             </div>									121
評点 (各係数の積 × 100倍)									

5 費用対効果

項目		現在価値 (50年間)
総費用 (C)	初期費用	建設費等
	維持修繕費	維持修繕費等
	総費用	
建物の新営による効果 (B0)	利用者の利便	行政サービスの向上等
	地域への寄与	地域住民の満足度向上
	安全の確保	施設機能維持効果等
	環境への配慮	地球温暖化対策等
	建物の新営による効果 (B0)	
建物新営の費用対効果 (B/C)		2.9

項目		現在価値 (50年間)
法務局としての加算効果 (B1)	来庁者対応機能の充実	待合機能の充実
	業務処理機能の充実	登記窓口, 閲覧機能の充実等
	法務局としての加算効果 (B1)	

項目	現在価値
建物の新営による効果 (B0)	79.8億円
法務局としての効果 (B1)	2.4億円
総効果 (B0+B1)	82.2億円
総費用 (C)	27.2億円

費用対効果 (B/C)	3.0
-------------	-----



# 平成20年度事前評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成20年8月	政策体系上の位置付け	VII-14-(2)
評価対象	施設の整備（仙台少年鑑別所新営工事）		
所管部局	大臣官房施設課		
評価方式	事業評価方式		

## 2. 事業等の内容

### (1) 課題・ニーズ

本施設は、昭和46年に現在地に建設されたものであるが、経年による老朽及び狭あい  
が著しく、少年の調査等施設運営に支障を来している状況にある。

### (2) 目的・目標

現行法令に適合し、少年の人権に配慮した施設を整備することにより、老朽及び狭あ  
いによる機能不備を解消するとともに、国民の安全確保、治安の維持及び適正な少年の  
調査に寄与することを目的とする。

### (3) 具体的内容

実施場所：宮城県仙台市若林区古城三丁目27番17号

実施時期：平成21年度から

延べ面積：3,029㎡

## 3. 評価手法等

「大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。

## 4. 評価の内容

### (1) 事業の緊急性に関する評点が100点以上であること

事業の緊急性：107点

・既存施設は、老朽、狭あいで施設の運営に支障を来している。

### (2) 計画の妥当性に関する評点が100点以上であること

計画の妥当性：121点

・周辺環境との調和に配慮する計画としている。

### (3) 事業の効果（費用対効果（B/C））が1以上であること、または事業の効果（その他 の効果）について定性的な評価により新規事業採択の必要性が認められること

費用対効果：1.7

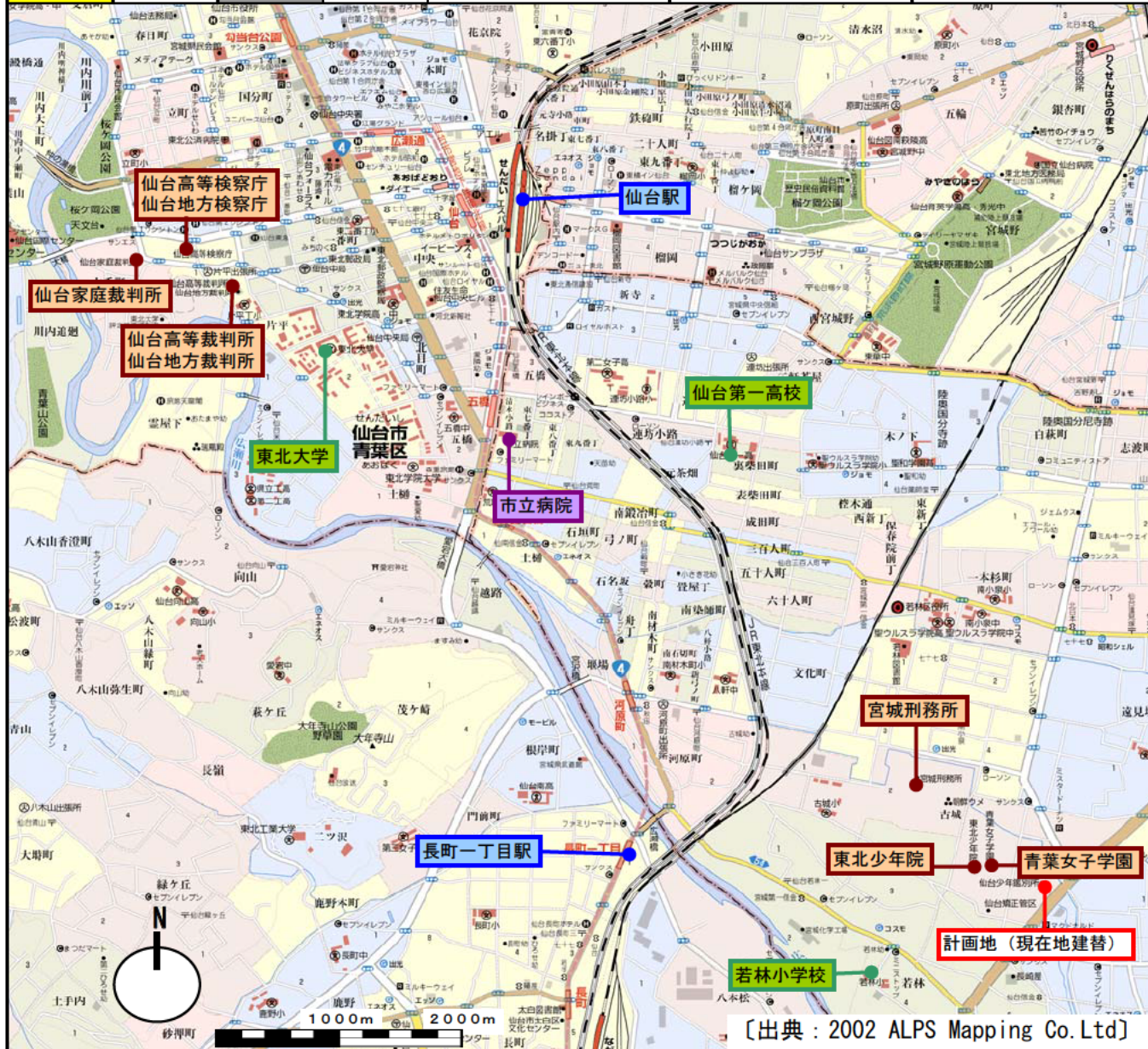
以上、(1)、(2)、(3)より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

## 5. 備考

仙台少年鑑別所新営工事  
事業評価資料

# 1 計画地周辺状況

凡例 主要施設		関係機関との関係		
行政施設	医療施設	[裁判所]	[検察庁]	
文化施設	商業施設	施設名： 仙台家庭裁判所	施設名： 仙台地方検察庁	
スポーツ施設	交通施設	車： 25分	車： 25分	
学校施設	公園等	直線距離： 6.0km	直線距離： 6.5km	
福祉施設	現状施設	移動回数： 台/年	移動回数： 台/年	



計画No.	上位計画・事業計画
1	
2	
3	
4	
5	

2 整備方針		
施設名	仙台少年鑑別所	
目的	方針	
地域との調和	周辺環境との調和	<p>○景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明るくソフトな施設計画</li> <li>・地域の人々にとって親しみやすい施設</li> <li>・肢体不自由者（車椅子等）に配慮した計画</li> </ul> <p>○安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・プライバシーの確保（盗撮防止等）</li> <li>・保安管理体制</li> <li>・外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮</li> </ul>
	地域の相談機能の充実	<p>○相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人々が気軽に利用しやすい配置</li> <li>・地域に密着した青少年育成に係る各種相談窓口機能の充実（情報機器による相談対応）</li> <li>（地域の教育機関に対する研修機能）</li> </ul>
業務の効率化・ 処遇改善	来訪者対応機能の充実	<p>○面会待合室・面会室等の機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面会待合室・面会室等の充実</li> </ul>
	円滑な業務の遂行 （鑑別機能の充実）	<p>○調室・面接調査室等の機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調室・面接調査室等の充実</li> </ul>
	少年の処遇・生活 環境の改善	<p>○居室（単独室・共同室）の機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室（単独室・共同室）の充実</li> <li>・採光・通風等の良好な環境</li> </ul>
	職員の執務環境の向上	<p>○機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執務スペースの充実</li> </ul>
環境負荷の 小さな施設づくり	環境にやさしい 施設づくり （環境負荷低減型 施設）	<p>○周辺環境の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域風土を考慮した建物配置・形態・材料・設備システムの検討</li> </ul>
		<p>○ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負荷の抑制・自然エネルギーの利用</li> <li>・エネルギー資源の有効利用</li> </ul>
		<p>○環境負荷の少ない材料の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然材料の利用</li> <li>・リサイクル材料の利用</li> </ul>
長く使える 施設づくり	施設の長寿命化・柔軟性の向上	<p>○施設の長寿命化・柔軟性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造体の長寿命化（耐久性のある材料及び工法の採用）</li> <li>・将来の施設変化への柔軟な対応（将来対応スペースの確保）（増築・改修の自由度の向上）</li> </ul>

### 3 事業の緊急性・優先性

施設名		仙台少年鑑別所									
建替の場合											
計画理由	内容	評価	100	90	80	70	60	50	40	評点	
老朽	木造		保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	5,500以下	7	
	非木造		現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左					
狭あい	施設面積		面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	100	
施設の不備	機能・設備の不備		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため建替えが必要	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の一部で改善が必要					
			都市計画法に適合していない 建築基準法上、建替えないと適合しない	建築基準法上、施設全般にわたり、施設の大規模な改善が必要		建築基準法上、施設の一部で改善が必要					
法令等	現行法規（都市計画法、建築基準法）との適合										
合計										107	

主要素
  従要素

## 4 計画の妥当性

施設名		仙台少年鑑別所										
目的	方針	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点				
地域との調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観への配慮                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・明るくソフトな施設計画</li> <li>・地域のみなごとと親しむみややすい施設</li> <li>・躯体不自由者(車椅子等)に配慮した計画</li> </ul> </li> <li>○安全性の確保                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・プライバシーの確保(盗難防止等)</li> <li>・保安管理体制の確保</li> <li>・外部からの侵害行為への配慮</li> </ul> </li> </ul>	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	①人権・プライバシーの確保(盗難防止など)、②保安管理体制の確保、③外部からの呼びかけ、投け込み等への配慮、のうち、3点を充たす計画である	①人権・プライバシーの確保(盗難防止など)、②保安管理体制の確保、③外部からの呼びかけ、投け込み等への配慮、のうち、2点を充たす計画である	周辺環境との調和があまり考えられていない計画である	0.5	1.1				
業務の効率化(処遇改善)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の相談窓口の設置</li> <li>○地域に密着した青少年育成に係る各種相談窓口機能の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報機器設置による相談対応</li> <li>・地域の教育機関に対する研修機能</li> </ul> </li> <li>○面会待合室・面会室等の機能改善                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> </ul> </li> <li>○面接調査室・調査等の機能改善                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・面接調査室</li> </ul> </li> <li>○教育内容・教育方法の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導、職業指導、教科教育、保健・体育のための適切なスペースの確保及び機能改善</li> <li>・特別活動の実施への配慮</li> </ul> </li> <li>○居室(単独室・共同室)の機能改善                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・採光・通風の良好な環境</li> </ul> </li> <li>○機能改善</li> </ul>	相談窓口が設置されている	情報機器による相談可能なよう機器設置スペース、また研修機器等が確保されている	左記施設が確保されていない				1.1				
環境にやさしい施設づくり(環境負荷低減型施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○来訪者対応機能の充実</li> <li>○円滑な業務の遂行</li> <li>○教育環境の充実</li> <li>○被收容者の処遇・生活環境の改善</li> <li>○職員の職務環境の向上</li> <li>○環境にやさしい施設づくり(環境負荷低減型施設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○面会待合室・面会室等の機能改善                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> </ul> </li> <li>○面接調査室・調査等の機能改善                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・面接調査室</li> </ul> </li> <li>○教育内容・教育方法の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導、職業指導、教科教育、保健・体育のための適切なスペースの確保及び機能改善</li> <li>・特別活動の実施への配慮</li> </ul> </li> <li>○居室(単独室・共同室)の機能改善                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・採光・通風の良好な環境</li> </ul> </li> <li>○機能改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	
環境負荷の小さな施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・負荷の抑制</li> <li>・自然エネルギーの活用</li> <li>・エネルギー資源の有効利用</li> </ul> </li> <li>○環境負荷の少ない材料の選択                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然材料の利用</li> <li>・リサイクル材料の利用</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>
長く使える施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の長寿命化・柔軟性の向上</li> <li>○柔軟性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会室・付合室の充実</li> <li>・面接調査室</li> </ul>
		<p style="text-align: center;">評価 (各係数の積 × 100倍)</p>										121

5 費用対効果

効果 (B)	
	総効果 (現在価値)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全性の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震安全性, 防火・防災安全性, 保安安全性の向上</li> </ul> </li> <li>○ 業務効率・処遇改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円滑な業務の遂行</li> <li>・ 執務環境の向上による処遇改善</li> </ul> </li> <li>○ 建物価値の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の長寿命化</li> <li>・ ライフサイクルコストの削減</li> </ul> </li> <li>○ 環境への配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ LCCO2の削減</li> </ul> </li> <li>○ 過剰収容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収容室の確保</li> </ul> </li> <li>○ 地域への寄与 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域経済効果</li> </ul> </li> </ul>	4 2 億円
費用 (C)	
	総費用 (現在価値)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初期費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設費等</li> </ul> </li> <li>○ 維持修繕費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持修繕費等</li> </ul> </li> </ul>	2 5 億円
費用対効果 (B / C)	1.7

# 平成20年度事前評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成20年8月	政策体系上の位置付け	VII-14-(2)
評価対象	施設の整備（大阪拘置所新営工事）		
所管部局	大臣官房施設課		
評価方式	事業評価方式		

## 2. 事業等の内容

### (1) 課題・ニーズ

本施設は、昭和37年に整備された施設である。築後45年が経過し、経年による老朽化が著しく、部分的な修繕等での対応は限界である。また、近年の大阪地区における犯罪発生件数の増加等により、大阪府及び大阪府警から収容能力の拡充及び移送の円滑化を迫られている状況にある。

### (2) 目的・目標

現行法令に適合した施設に改築することにより、老朽による機能不備を解消するとともに、国民の安全確保、治安の維持及び円滑な施設運営に寄与することを目的とする。

### (3) 具体的内容

事業場所：大阪府都島区友渕町1丁目6番

事業時期：平成21年度から

延べ面積：88,558㎡

## 3. 評価手法等

「大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。

## 4. 評価の内容

### (1) 事業の緊急性に関する評点が100点以上であること

事業の緊急性：119点

・既存施設は、老朽、狭あいで施設の運営に支障を来している。

### (2) 計画の妥当性に関する評点が100点以上であること

計画の妥当性：110点

・当該敷地は、高層マンション群に囲まれているが、周辺環境との調和に配慮した計画としている。

### (3) 事業の効果（費用対効果（B/C））が1以上であること、または事業の効果（その他の効果）について定性的な評価により新規事業採択の必要性が認められること

費用対効果：1.7

以上、(1)、(2)、(3)より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

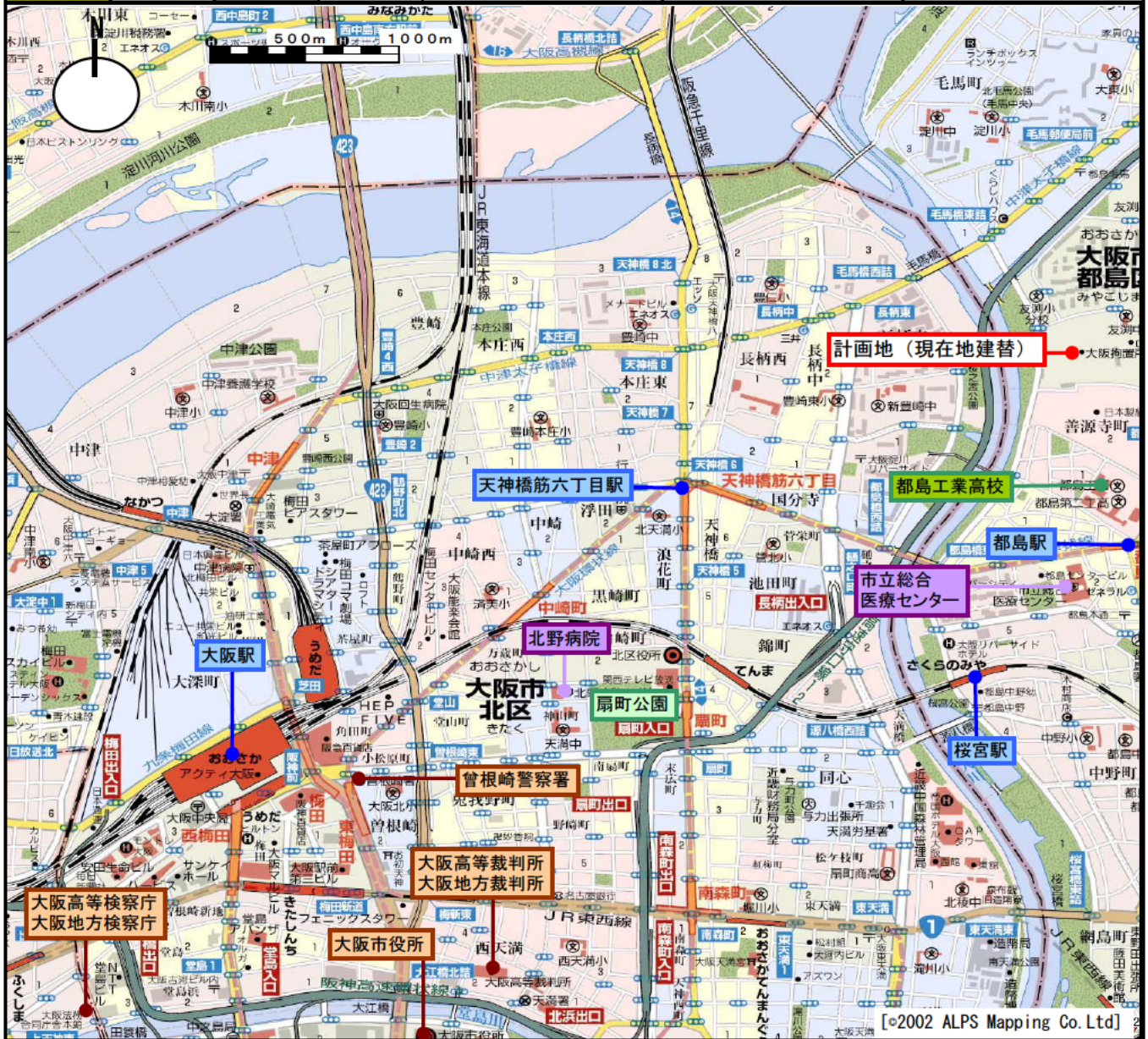
## 5. 備考



大阪拘置所新営工事  
事業評価資料

# 1 計画地周辺状況

凡例 主要施設			関係機関との関係	
行政施設	医療施設	[裁判所]	[検察庁]	
文化施設	商業施設	施設名：大阪地方裁判所	施設名：大阪地方検察庁	
スポーツ施設	交通施設	車：30分	車：40分	
学校施設	公園等	直線距離：5.0km	直線距離：6.0km	
福祉施設	現状施設	移動回数：台/年	移動回数：台/年	



計画No.	上位計画・事業計画
1	
2	
3	
4	
5	

## 2 整備方針

施設名	大阪拘置所	
目的	方針	
地域との調和	周辺環境との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画 (明るくソフトな施設計画) (地域の人々にとって親しみやすい施設) (肢体不自由者(車椅子等)に配慮した計画)
		○安全性の確保 ・人権・プライバシーの確保(盗撮防止等) ・保安管理体制の確保(逃走防止等への配慮) ・外部からの侵害行為に対する配慮
業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実	○面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実
	円滑な業務の遂行	○調室・面接調査室等の機能改善 ・調室・面接調査室等の充実
	被収容者の処遇・生活環境の改善	○居室(単独室・共同室)の機能改善 ・居室(単独室・共同室)の充実 ・採光・通風等の良好な環境
	職員の執務環境の向上	○機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり (環境負荷低減型施設)	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画 (建物配置・建物形態・使用材料・設備システム)
		○ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 (ライフサイクルコスト:施設の建設・維持管理・改修・取り壊しに必要な総費用) ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
長く使える施設づくり	施設の長寿命化・柔軟性の向上	○施設の長寿命化・柔軟性の向上 ・構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用) ・将来の施設変化への柔軟な対応 (将来対応スペースの確保) (増築・改修の自由度の向上)

3 事業の緊急性・優先性

施設名		大阪拘置所										評点
○建替の場合												
計画理由	内容	評価	100	90	80	70	60	50	40	評点		
老朽	木造		保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	5,500以下	9		
	非木造		現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左						
狭あい	施設面積		面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	100		
施設の不備	機能・設備の不備		矯正施策の遂行上、当該施設での機能・設備での不備のため建替えが必要	矯正施策の遂行上、当該施設での機能・設備での不備のため施設の大規模な改善が必要		矯正施策の遂行上、当該施設での機能・設備での不備のため施設の一部で改善が必要				10		
法令等	現行法規（都市計画法、建築基準法）との適合		都市計画法に適合していない 建築基準法上、建替えないと適合しない	建築基準法上、施設全般にわたり、施設の大規模な改善が必要		建築基準法上、施設の一部で改善が必要						
										合計	119	

主要要素
  従要素

4 計画の妥当性

施設名		大阪拘置所									
目的	方針	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評価点			
地域との調和	<p>○景観への配慮 ・明るくソフトな施設計画 ・地域の人々にとって親しみやすい施設 ・肢体不自由者（車椅子等）に配慮した計画</p> <p>○安全性の確保 ・人権・プライバシーの確保（監視防止など）、②保安管理（監視防止など）、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、④外部からの投書行為への配慮</p>	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	周辺環境に調和する景観計画が行われているが十分でない	①人権・プライバシーの確保（監視防止など）、②保安管理（監視防止など）、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、④外部からの投書行為への配慮、のうち、3点とも充たす計画である	①人権・プライバシーの確保（監視防止など）、②保安管理（監視防止など）、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、2点を充たす計画である	①人権・プライバシーの確保（監視防止など）、②保安管理（監視防止など）、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点を充たさない計画である	1.1			
業務の効率化 (処遇改善)	<p>○面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実</p> <p>○調室・面接調査室等の機能改善 ・調室・面接調査室等の充実</p>	収容人数に対して、十分な重量が確保されている	収容人数に応じて適度な重量が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない	ある程度確保されているが十分とはいえない	全く確保されていない	1.0				
被収容者の 処遇・生活環境の 改善	<p>○居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境</p>	収容人数に対して、十分な重量が確保されている	収容人数に応じて適度な重量が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない	ある程度確保されているが十分とはいえない	全く確保されていない	1.0				
職員の執務環境の 向上	○機能改善	職員数に応じて、十分な重量が確保されている	職員数に応じて適度な重量が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない	ある程度確保されているが十分とはいえない	全く確保されていない	1.0				
環境負荷の 小さな施設 づくり	<p>○周辺環境の配慮 ・地風風土を考慮した建物配置・形態・材料・設備システムの検討</p> <p>○ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用</p>	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地風風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地風風土をある程度考慮した設計が行われている	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地風風土を考慮していない設計が全く行われていない	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地風風土を考慮していない設計が全く行われていない	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用（ラ・シラ・システム）、透水性舗装等のうち、2つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用（ラ・シラ・システム）、透水性舗装等のうち、1つについて配慮されていない	1.0			
長く使える 施設づくり	<p>○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用</p> <p>○施設の長寿命化・柔軟性の向上 ・建築体の長寿命化 ・将来の施設変化への柔軟な対応</p>	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がほとんど利用されていない	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がほとんど利用されていない	将来への機能改善等への対応が困難な計画	1.0				
								110			
評価点（各係数の積×100倍）								110			

5 費用対効果

効果 (B)	
	総効果 (現在価値)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全性の向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震安全性, 防火・防災安全性, 保安安全性の向上</li> </ul> </li> <li>○ 業務効率・処遇改善                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円滑な業務の遂行</li> <li>・ 執務環境の向上による処遇改善</li> </ul> </li> <li>○ 建物価値の向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の長寿命化</li> <li>・ ライフサイクルコストの削減</li> </ul> </li> <li>○ 環境への配慮                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ LCC02の削減</li> </ul> </li> <li>○ 過剰収容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収容室の確保</li> </ul> </li> <li>○ 地域への寄与                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域経済効果</li> </ul> </li> </ul>	<p>9 7 5 億円</p>
費用 (C)	
	総費用 (現在価値)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初期費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設費等</li> </ul> </li> <li>○ 維持修繕費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持修繕費等</li> </ul> </li> </ul>	<p>5 8 5 億円</p>
費用対効果 (B / C)	1.7

# 平成20年度事前評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成20年5月	政策体系上の位置付け	I-3-(1)
評価対象	法務に関する調査研究（家庭内の重大犯罪に関する研究）		
所管部局	法務総合研究所		
評価方式	事業評価方式		

## 2. 事業等の内容

### (1) 課題・ニーズ

平成19年版犯罪白書によると、一般刑法犯<sup>※1</sup>の認知件数は、現在は減少の兆しが若干強まっているものの、依然として相当高い水準にある。このような一般刑法犯の動向に強い影響をもつ窃盗の認知件数が減少する中、窃盗を除く一般刑法犯の動向を見ると、傷害が依然として高い水準にあるほか、暴行等はむしろ増加している状況にある。これらの犯罪について、加害者と被害者との関係を見てみると、傷害、暴行等においては、検挙件数のうち被害者が加害者の親族であった事件の比率が、近時大幅な増加傾向を示している。また、最近、家族を被害者とする殺人等の凶悪事犯に関する報道が多く見受けられ、家庭内の犯罪について社会的関心が高まっているところである。

このような現状からすれば、家庭内の犯罪について、その原因等を究明し、効果的な対策を講じることは、犯罪を抑止するという刑事政策上の観点から、重要な課題であると考えられる。

### (2) 目的・目標

家庭内の犯罪のうち、凶悪事犯<sup>※2</sup>を中心とした特徴的な犯罪について、その動向、動機・原因、処遇の状況等を調査分析することにより、その効果的な防止策及び処遇方策の検討のための基礎的な資料を提供することを目的とする。

### (3) 具体的内容

#### ア 各種統計による家庭内の犯罪に関する動向分析

(ア) 警察庁の統計等を基に、主要罪名別・家族の被害率の推移、主要罪名別・加害者と被害者の関係別（親子、配偶者、兄弟姉妹等）検挙件数の推移等を調査し、我が国における家庭内の犯罪の動向を分析する。

(イ) 諸外国における家庭内の犯罪に関する統計資料を入手し、主要罪名、被害者と加害者の関係等について国際比較を行う。

#### イ 凶悪事犯に関する実態調査

(ア) 家族を被害者とする殺人等の凶悪事犯を対象に、検察庁、刑事施設等の事件記録から加害者の属性、動機・原因、家族関係等を調査するとともに、高齢者虐待等<sup>※3</sup>に起因する殺人、傷害致死等については刑事施設及び保護観察所における処遇の状況、更生の程度、家族関係等についても調査する。

(イ) 少年による家族を被害者とする殺人等の凶悪事犯について、少年鑑別所に質問票を送付するなどして、加害少年の属性、動機・原因、家族関係、加害少年の意識等の調査分析を行うとともに、特徴的な事案を選定し、それらについて矯正施設等における処遇の状況、更生の程度、家族関係等についても調査分析を行う。



(ウ) 得られた調査結果を基に犯罪類型を抽出し、その類型ごとに効果的な防止策及び処遇方策を検討する。

### 3. 評価手法等

外部評価機関である「研究評価検討委員会」（学者委員7名，法務省の他部局員4名計11名により構成）における評価結果を評価手法とする。

（評価結果の概要は，法務総合研究所ホームページへ掲載

<http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html>）

### 4. 評価の内容

#### (1) 必要性

家庭内の犯罪について，加害者の属性，動機・原因，家族関係，処遇の状況等について調査分析し，その犯罪類型ごとに顕著な特徴を抽出するなどした基礎的な資料を提供することにより，その類型ごとに効果的な防止策及び処遇方策の策定が可能となることが期待でき，近年，増加傾向にある親族間での犯罪の防止につながると考えられることから，本研究を行う必要がある。

#### (2) 効率性

家庭内の犯罪について，その効果的な防止策及び処遇方策を検討するための基礎的な資料を提供するためには，表面的な動機や犯行状況のみならず，背後にある加害者の属性，家族関係及び刑事施設等における処遇状況等にまで踏み込んで調査分析する必要があるところ，本研究は，検察官，刑務官，少年院教官，保護観察官としての実務経験を有する研究官で構成するチームで行うため，事件の背後にある事情について詳細に調査分析することが可能であり，手段の適正性・費用対効果の点から効率性は高い。

#### (3) 有効性

本研究の成果は，法務省関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ，今後の家庭内の犯罪に対する効果的な防止策及び処遇方策の在り方を検討する上で，有用な資料となることが期待できることから，研究の有効性が認められる。

#### (4) 総合的評価

本研究は，上記のとおり，必要性，効率性，有効性がそれぞれ認められる上，本研究により得られる成果は，近年増加傾向にある親族間の犯罪の防止策等を検討する上で，貴重な資料となることが見込まれることから，早期に行うべき研究課題といえる。

### 5. 備考

---

#### ※1 「一般刑法犯」

刑法犯全体から交通関係業務上過失致死傷を除いたものをいう。

#### ※2 「凶悪事犯」

殺人，傷害致死，保護責任者遺棄致死，強盗致死，放火など生命・身体・財産に対する重大な危険をもたらす犯罪をいう。

#### ※3 「属性」

年齢，性別，居住状況，婚姻状況，就労状況，健康状況，不良集団関係など，加害者に備わっている性質や加害者を取り巻く環境等をいう。



# 平成20年度事前評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成20年5月	政策体系上の位置付け	I-3-(1)
評価対象	法務に関する調査研究（覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究）		
所管部局	法務総合研究所		
評価方式	事業評価方式		

## 2. 事業等の内容

### (1) 課題・ニーズ

覚せい剤事犯（所持・使用）を繰り返す者の大半は、初犯時に執行猶予付判決を言い渡されるものの、覚せい剤の乱用を中止することができず二犯目を犯して実刑判決を受けている実情が、平成19年版犯罪白書における調査によって明らかとなった（平成19年版犯罪白書277ページ）。そこで、覚せい剤事犯初犯者が再び覚せい剤事犯を繰り返さないようにするため、覚せい剤事犯初犯者が再犯に至る経緯、原因等について実証的な調査・研究を行い、その結果に基づいて覚せい剤事犯初犯者への適切な処遇方策を検討することが必要である。

### (2) 目的・目標

覚せい剤事犯者が初犯時の執行猶予判決をどのように受け止め、その後の社会生活でどのように再乱用に至ったかについて、実態調査及び意識調査を行い、より効果的な覚せい剤事犯初犯者に対する処遇方策の検討のための基礎的な資料を提供することを目的とする。

### (3) 具体的内容

覚せい剤取締法違反により受刑している者のうち、同法違反による執行猶予歴を有する受刑者を対象として

ア 年齢、性別、前科関係、保護処分歴等の基本属性のほか、初犯事件及び再犯事件について、量刑、動機、きっかけ、覚せい剤入手方法、暴力団関係の有無、職業、家族関係、交友関係等について、実態調査を行い、覚せい剤事犯受刑者が二犯目を犯すに至った経緯、諸事情を概観・分析する。

イ 執行猶予判決を受けた際の受け止め方、執行猶予期間中の意識、必要だったと思う監督・支援制度等について意識調査を行い、執行猶予期間中にどのような監督・支援が不可欠であるのかなどについて分析する。

## 3. 評価手法等

外部評価機関である「研究評価検討委員会」（学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成）における評価結果を評価手法とする。

（評価結果の概要は、法務総合研究所ホームページへ掲載

<http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html>）

## 4. 評価の内容

### (1) 必要性

平成19年版犯罪白書における調査により、約3割の再犯者が全体の約6割の犯罪を犯している実態が明らかとなった。再犯事情はその罪名によって特徴が見られるが、その中でも覚せい剤事犯は再犯に及ぶ比率が特に高い。したがって、覚せい剤事犯初犯者に対しては特に適切な処遇方策を講ずる必要があるところ、その検討のための基礎的な資料を提供するため、本研究を行う必要がある。

## (2) 効率性

覚せい剤事犯者に対する効果的な処遇方策を検討するための基礎的な資料を提供するには、多くの覚せい剤事犯のデータを収集して量的分析を行うほか、覚せい剤事犯者の詳細な属性、刑事施設等における処遇状況等について実証的に調査し、その結果を分析する必要があるところ、本研究は、検察官、刑務官、保護観察官としての実務経験を有する研究官で構成するチームで行うため、覚せい剤事犯データの収集においても、また実際の処遇状況の調査についても効率的に行うことが可能であり、手段の適正性・費用対効果の点から効率性は高い。

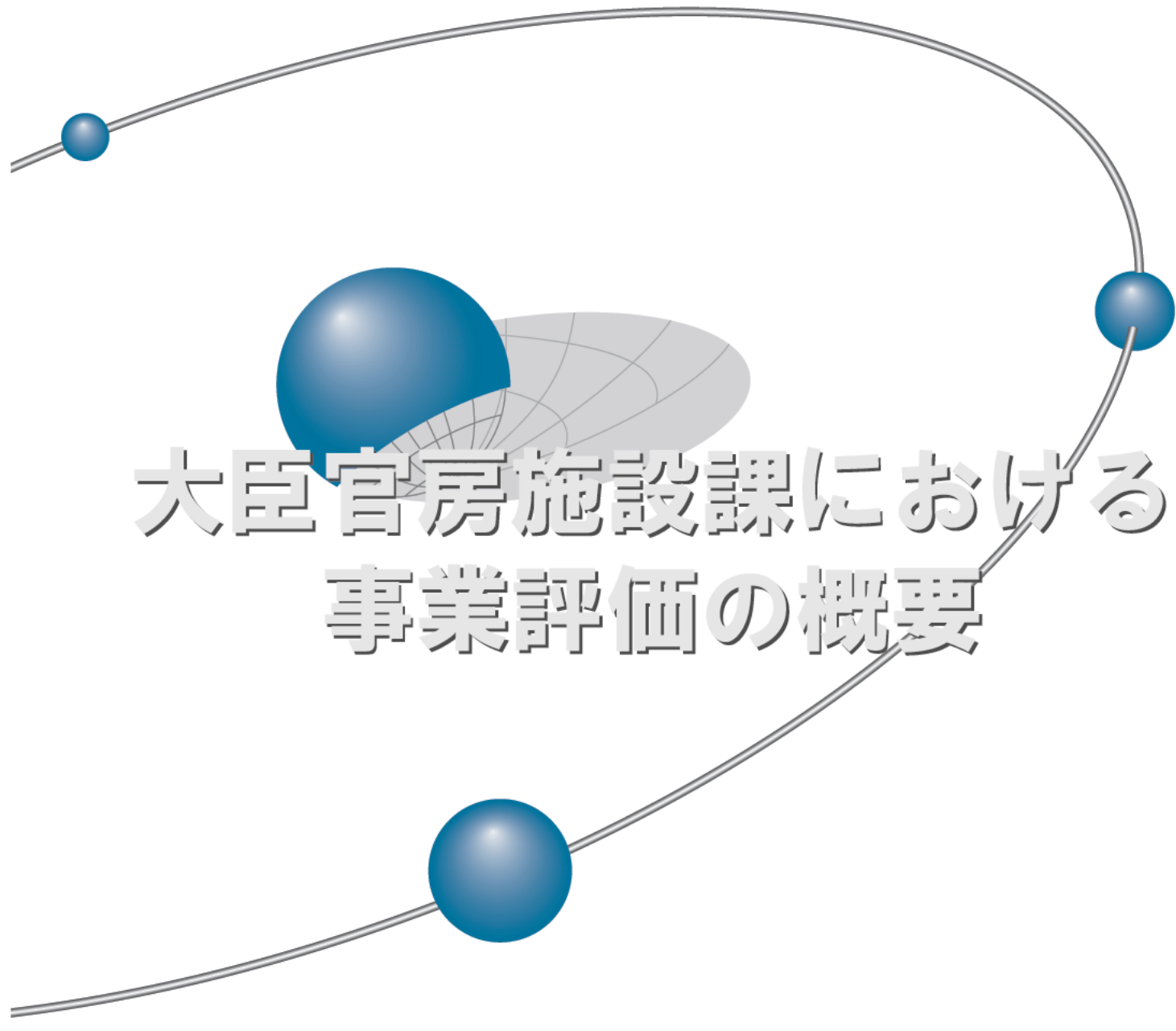
## (3) 有効性

本研究の成果は、法務省関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後、覚せい剤事犯者が再犯を繰り返さないよう効果的な処遇方策の在り方を検討する上で、有用な資料となることが期待できることから、研究の有効性が認められる。

## (4) 総合的評価

本研究は、上記のとおり必要性、効率性及び有効性がそれぞれ認められる上、本研究における成果は、今後の矯正及び保護における処遇方策の在り方等を検討する上で、貴重な資料となることを見込まれることから、早期に行うべき研究課題といえる。

## 5. 備考



# 大臣官房施設課における 事業評価の概要

法務省大臣官房施設課

## 目 次

1. 政策評価とは .....	1
2. 法務省における政策評価 .....	2
3. 法務省大臣官房施設課における政策評価 .....	3
4. 事業評価システムの流れ .....	4
5. 法務省大臣官房施設課における評価体制 .....	5
6. 事業評価（事前評価）システムの概要	
(1) 官署施設 .....	6
(2) 収容施設 .....	12
参考資料	
・費用対効果算出方法 .....	18

# 1. 政策評価とは (政策評価に関する標準的 ガイドラインから) 平成13年5月17日省議決定

## ①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメント・サイクルの中に組み込まれ、実施されます。

## ②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

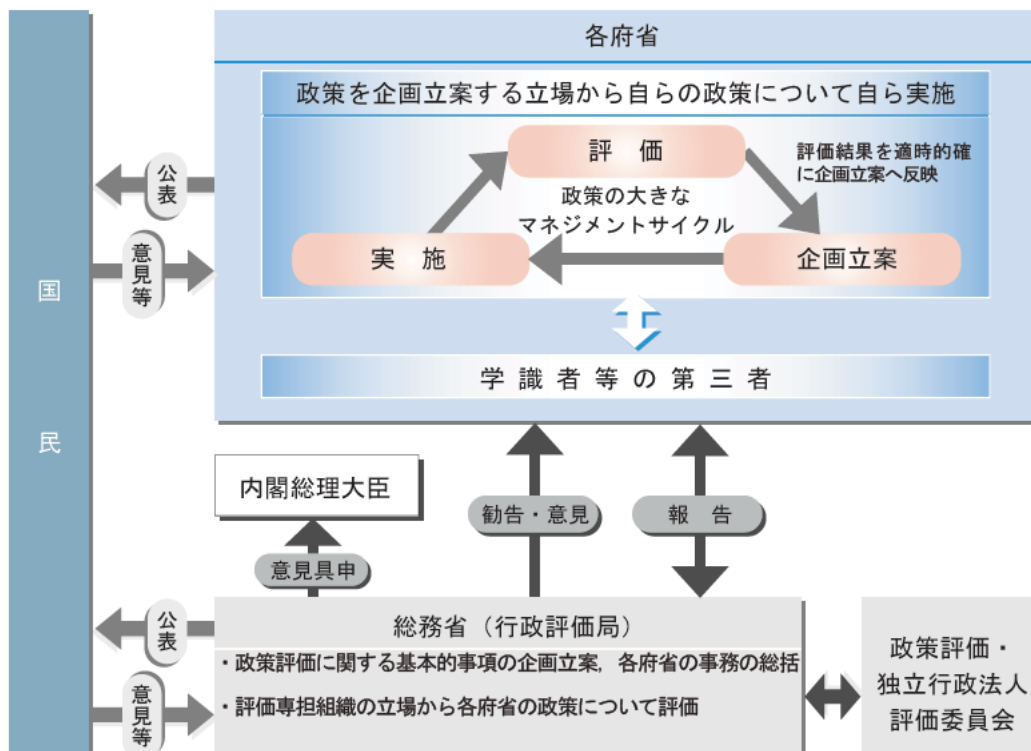
## ③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

## ④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

## 評価の枠組み



## 2. 法務省における政策評価 (法務省政策評価に関する基本計画)

### ① 法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

### ② 評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

### ③ 評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

### ④ 評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

### ⑤ 評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、これに適切に反映される仕組みを構築しています。

### ⑥ 評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。

### 3つの評価方式

#### 「総合評価」

特定の課題を設定した上で、多角的な視点から総合的に評価し、政策の効果を明らかにするとともに、問題点の解決に資する多様な情報を提供することを主眼として実施するものです。

#### 「実績評価」

行政の幅広い分野を対象として、政策の達成度合いについての情報を提供することを主眼として実施するものです。

#### 「事業評価」

行政活動の採否、選択等に資する情報を提供することを主眼として実施するものです。

政策  
(狭義)

施策

事務  
個別  
事業

政策の体系 (政策評価の対象)

### 評価の主要な観点

#### 「必要性」

当該政策の目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当かなど

#### 「効率性」

投入される費用等に見合った効果が得られる見込みがあるかなど

#### 「有効性」

当該政策に基づく活動により、期待される効果が実際に得られる見込みがあるか

#### 「公平性」

当該政策の目的に照らして、効果の受益や費用の負担が公平に分配されているか

#### 「優先性」

上記観点からの評価を踏まえ、他の政策よりも優先的に実施すべきかなど

国民へのフィードバック

評価結果などの公表

法務省へのフィードバック

評価結果の政策への反映

### 3. 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

#### 法務省大臣官房施設課の事業評価の概要

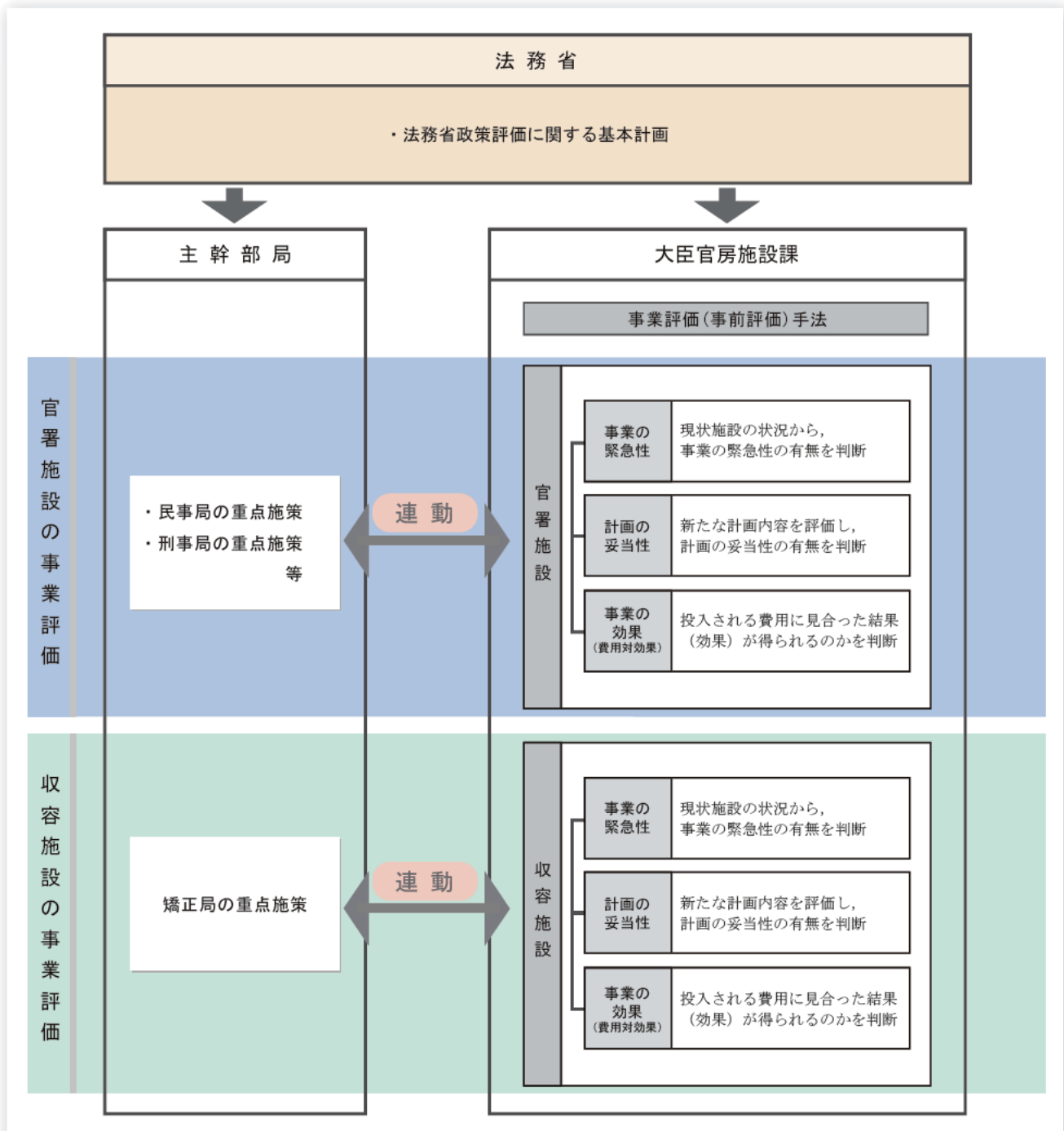
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

#### ○施設特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の管轄する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の大きく2つの事業評価を構築しています。  
 （官署施設とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、保護観察所、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）

#### ○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

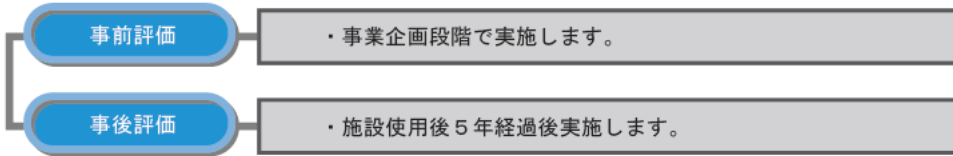
大臣官房施設課の事業評価では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した政策評価を確立しています。



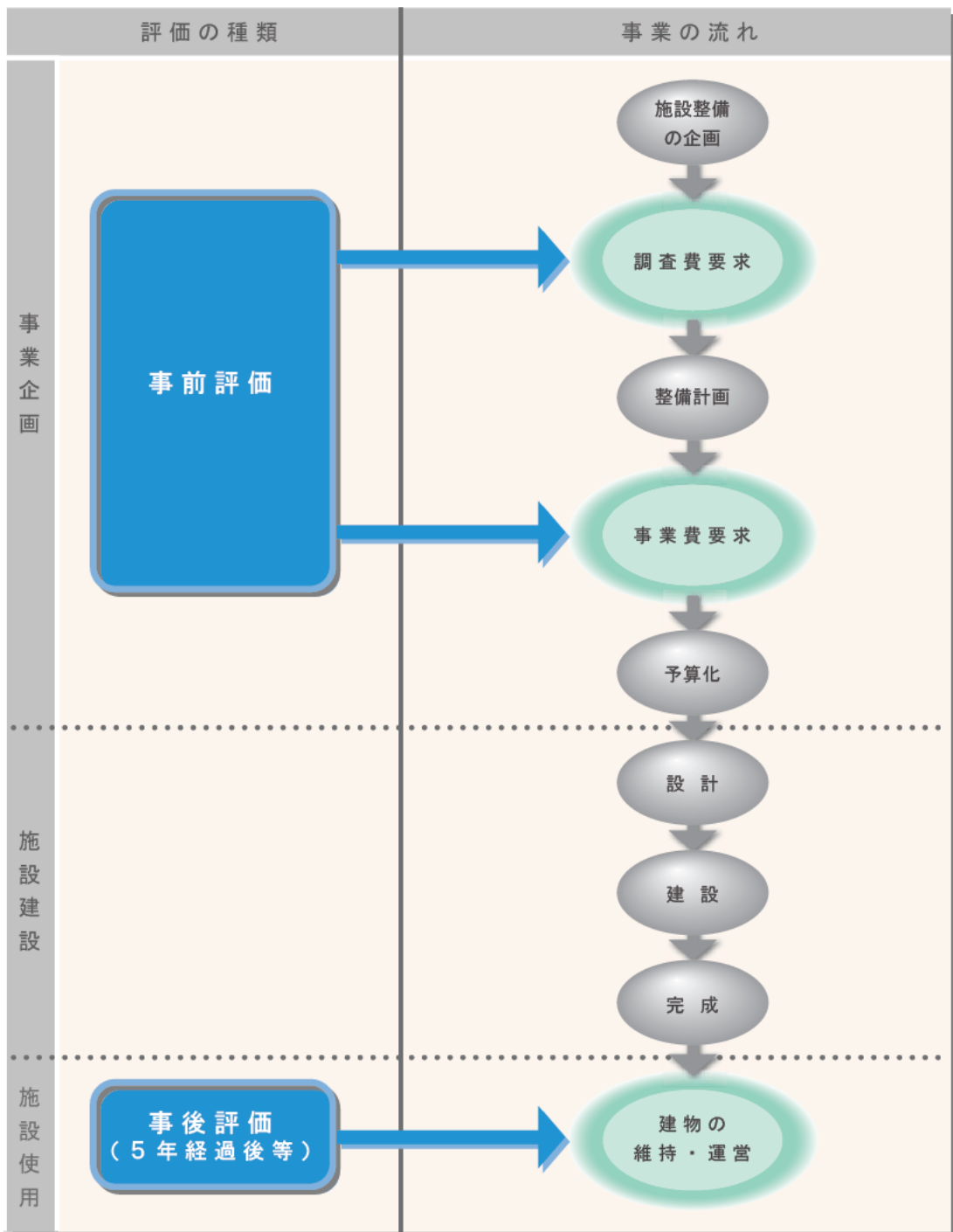
# 4. 事業評価システムの流れ

## 事前と事後の大きく2つの評価の実施

大臣官房施設課では、大きく以下の時点で事業評価を実施します。



## 施設整備に関する業務の流れと評価の位置付け



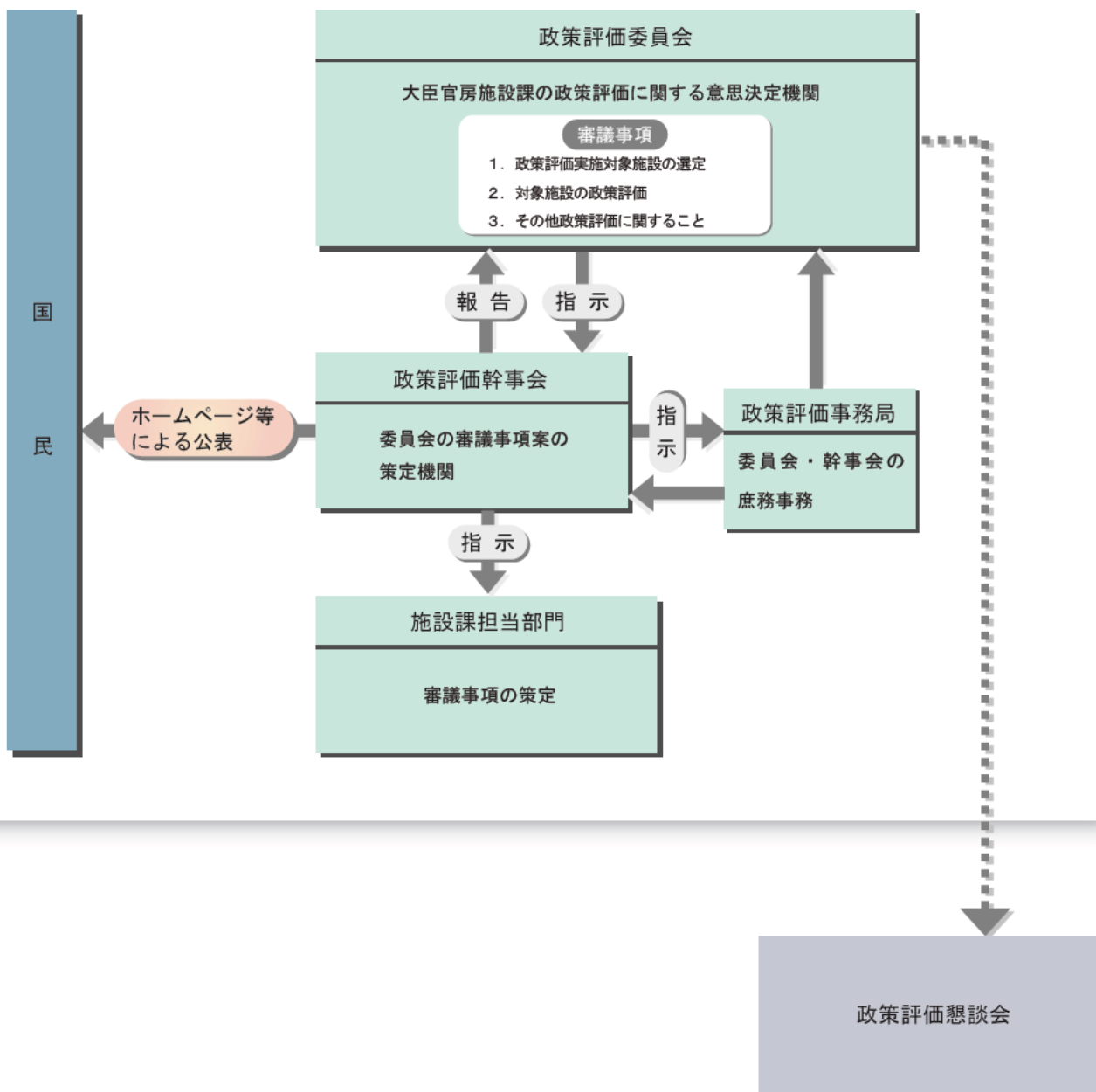


## 5. 法務省大臣官房施設課における評価体制

### 目的

大臣官房施設課における政策評価（事業評価）を迅速かつ適正に実施していくため、以下のような評価体制を定めています。

### 大臣官房施設課の政策評価（事業評価）体制図



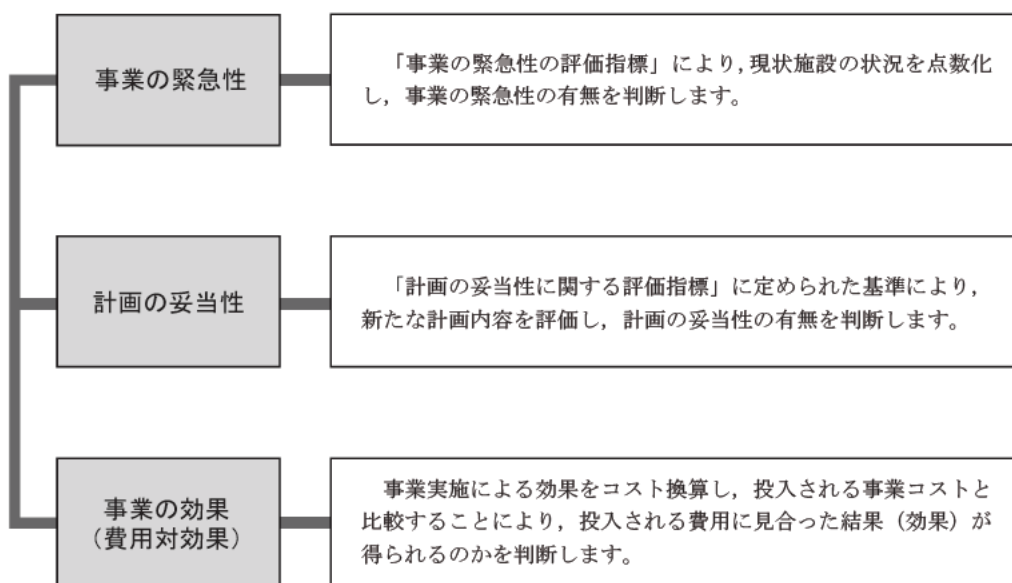
## 6. 事業評価(事前評価)システムの概要

### (1) 官署施設

#### 官署施設の事業評価(事前評価)システム

官署施設の事業評価(事前評価)は、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」、「事業の効果(費用対効果)」の3つの評価指標から評価を実施します。

#### 3つの評価指標の概要



#### 事業の緊急性

##### ○ 目的

現状施設の状況から、事業の緊急性の有無を判断します。

##### ○ 評価方法

- ① 入居官署を建替等の場合と新規施設の場合に分け、以下に示す評価指標を用いて官署ごとの評点を算出します。
- ② 計画理由に該当する内容を抽出します。
- ③ 計画理由が2以上のときは、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業の緊急性の評点とします。
- ④ ただし、法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア整備計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、それぞれ10点を加算します。

事業の緊急性に関する評点が基準レベル(100点)を越えたものを緊急性のある事業とします。

用語の説明	保安度——木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。 建設時点を約9000とします。
	現存率——非木造施設の経年による構造や設備等の劣化の度合いに関する指標です。 建設時点を100とします。
	面積率——現状施設の延床面積(m <sup>2</sup> )/新営施設の延床面積(m <sup>2</sup> )

○ 事業の緊急性の評価軸と基準

● 建替の場合

評価軸		評価基準				
		100	90	80	50	40
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	5,000以下	6,000以下
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左		
狭あい	庁舎面積	面積率 0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.75以下	0.80以下
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退きが必要なもの		なるべく速やかに返還すべきもの	
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの	なるべく速やかに返還すべきもの	
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		同一敷地内に分散業務上支障があるもの
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立ち退かないと妨害となるもの			区画整理等が計画決定済であるもの
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	80点以下	都市計画的に見て、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適當で業務上非常な支障を来している又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの
	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの
衛生条件の不良	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの
施設の不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準以下であるもの
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの				

● 新規施設の場合

評価軸		評価基準				
		100	90	80	50	40
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの				
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの		当該行政需要への対応を至急すべきもの		
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの

## 計画の妥当性

### ○ 目的

新たな計画内容を評価し、計画の妥当性の有無を判断します。

### ○ 評価方法

- ① 各項目の該当する係数を抽出します。
- ② 各項目の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を計画の妥当性の評点とします。
- ③ 施設計画の妥当性がある基準の100点以上を計画の妥当性の判断基準とします。

計画の妥当性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを妥当性のある事業とします。

### ○ 計画の妥当性の評価軸と基準

評価軸		評価基準		
		1. 1	1. 0	0. 5
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支援がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り	整備の見込みなし
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画との整合	都市計画と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している	
規模	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建物の規模に応じ適切な規模となっている	
構造	単独庁舎、合同庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎計画としての整備が適当	合同庁舎計画として整備が必要
		合同庁舎の場合		合同庁舎としての整備条件が適当
	機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている、又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	標準的な構造が確保できないおそれがある、又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある

## 事業の効果（費用対効果）

### ○ 目的

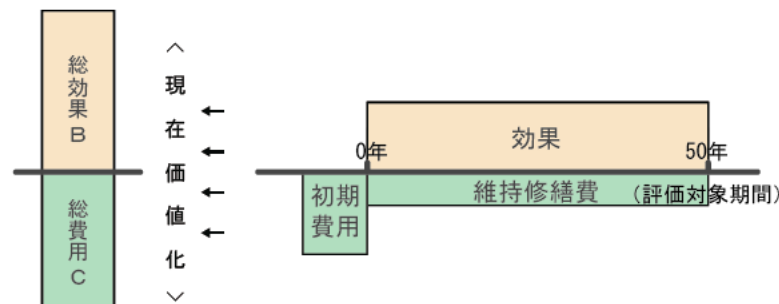
投入される事業コストに見合った結果（効果）が得られるかを評価します。具体的には、事業実施による効果をコスト換算し、投入される事業コストと比較します。

### 費用対効果分析方法の考え方

事業にかかる費用を上まわる効果があるかを表わす指標として費用対効果（B/C）を算出します。

費用対効果（B/C）		=	$\frac{\text{総効果}}{\text{総費用}}$
総費用	初期費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設費</li> <li>・企画・設計関係費</li> </ul>	
	維持修繕費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕費・保全費・水道光熱費</li> </ul>	
総効果	利用者の利便	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地利用の改善 （立地の改善）（規模の改善）</li> <li>・行政サービスの向上 （執務能率の向上）（来庁者の利便性の向上）</li> </ul>	
	地域への寄与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の満足度の向上</li> <li>・地域経済効果</li> </ul>	
	安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策</li> <li>・長期的耐用性</li> </ul>	
	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設機能維持効果</li> <li>・防災安全性の向上</li> </ul>	
	施設改善による各官署（検察庁・法務局）の行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検察庁の効果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者対応機能の充実</li> <li>・被害者への配慮</li> <li>・業務効率・適切な業務の遂行</li> </ul> </li> <li>○ 法務局の効果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者対応機能の充実</li> <li>・業務処理機能の充実</li> </ul> </li> </ul>	
・費用及び効果の各項目は、当面の運用とし、適正な観点から適宜見直しを行います。			

### 費用対効果分析算出イメージ図



・評価対象期間は、原則として50年とします。

事業の効果（費用対効果）が基準レベル（1）を越えたものを効果のある事業とします。

○各効果項目の考え方

効果項目			効果の分類		考え方
			業務上の効果	利用者及び関係者の効果	
利用者の 利便	敷地利用の 改善	立地の改善		利便性の 向上	立地場所の変化による最寄駅からのアクセスの短縮化を効果とします。
		規模の改善		利便性の 向上	現状施設から新営施設の駐車スペースの増減を効果とします。
	行政サービスの 向上	執務能率の 向上	円滑な業務 の遂行	利便性の 向上	施設の新営に伴う狭あい解消、情報化への対応等による執務能率の向上を効果とします。
		来庁者の 利便性の 向上	円滑な業務 の遂行	時間短縮	施設の新営に伴う来庁者の利便性（待ち時間短縮等）を効果とします。
地域への 寄与	地域住民の満足度の向上			満足度の 向上	施設整備により敷地及び建物の景観の向上を効果とします。
	地域経済効果			賑わいの 創出	当該施設への来庁者による周辺への各種経済的向上を効果とします。
安全の 確保	施設機能維持効果		LCCの削減	LCCの削減	現状施設のライフサイクルコストと新営した施設でのライフサイクルコストの差を効果とします。
	防災安全性の向上		耐震、防災 安全性の 向上	耐震、防災 安全性の 向上	新営施設が持つ耐震性、防災安全性のレベルまで現状施設のレベルを高めるために必要なコストを効果とします。
環境への 配慮	地球温暖化対策		LCC02の 削減	LCC02の 削減	現状施設と新営施設の運用段階のエネルギー消費に伴うCO2の排出量の低減を効果とします。
	長期的耐用性		長期間の 使用が 可能	経済性の 向上	新営施設をより長期間使用できるように計画することによって経済的効果を出すものです。





検察庁が入居する場合

施設改善による検察庁の行政サービスの向上の効果を加算することにより、  
検察庁の「事業の効果」の項目とします。

	効果項目		効果の分類	
			業務上の効果	利用者及び関係者への効果
検察庁としての加算効果項目	来庁者対応機能の充実	情報提供スペースの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的合意の形成</li> <li>職員の意識改革</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検察業務への理解</li> <li>国民の満足度の向上</li> </ul>
		バリアフリー化(高齢者・身障者)への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の安全性の向上</li> <li>利用者の利便性の向上</li> </ul>
	被害者への配慮	被害者支援相談機能の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者支援相談員制度の円滑な実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者の保護</li> <li>人権への配慮</li> </ul>
		カウンセリング室の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>事件の協力への貢献</li> <li>適切・迅速な事件処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の安心感の向上</li> <li>人権への配慮</li> </ul>
	業務効率・適切な業務の遂行	調室の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切・迅速な事件処理</li> <li>円滑な業務の遂行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会秩序の維持</li> <li>事件の早期解決</li> </ul>
		関係機関との打合せスペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切・迅速な事件処理</li> <li>警察官等捜査関係者の利便性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事件の早期解決</li> </ul>
		保管機能の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>記録や証拠品等を適切・安全に保管</li> <li>検察行政に対する信頼性の向上</li> <li>プライバシーの配慮</li> </ul>
	防犯性の向上	被疑者専用動線、控室等の充実・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーの保護</li> </ul>
	位置の改善	立地場所の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な業務の遂行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の利便性向上</li> </ul>

法務局が入居する場合

施設改善による法務局の行政サービスの向上の効果を加算することにより、  
法務局の「事業の効果」の項目とします。

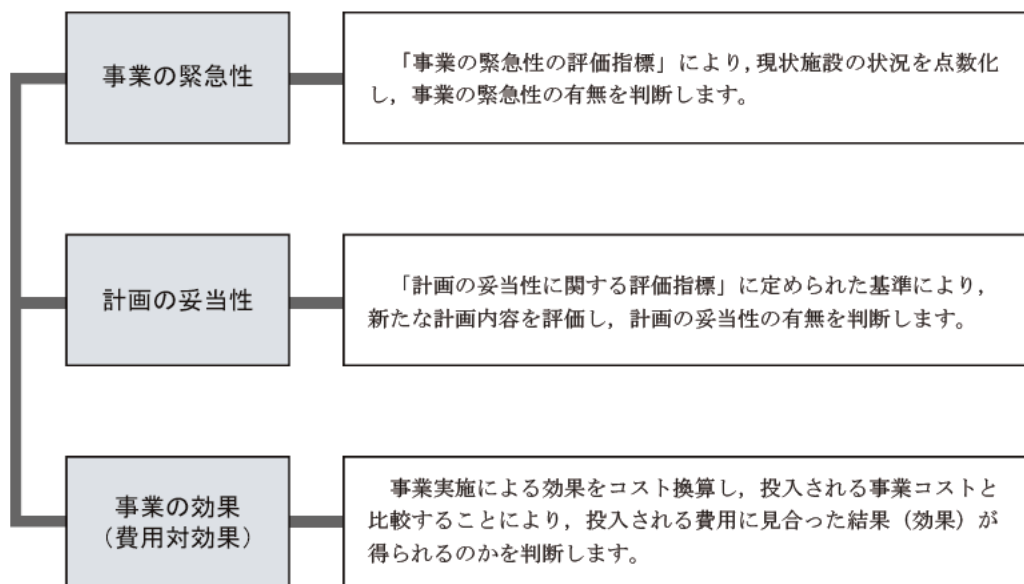
	効果項目		効果の分類	
			業務上の効果	利用者及び関係者への効果
法務局としての加算効果項目	来庁者対応機能の充実	待合機能(情報提供スペース)の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務行政への理解の促進</li> <li>アカウントビリティの向上</li> <li>人権啓発の推進</li> <li>職員の意識改革</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登記制度、戸籍・国籍制度、人権問題の正しい理解</li> <li>人権啓発効果の向上</li> </ul>
		相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な人権問題への対応の充実・向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の満足度の向上</li> <li>利用者の利便性の向上</li> </ul>
		バリアフリー化(高齢者・身障者)への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の利便性の向上</li> <li>利用者の安全性の向上</li> </ul>
	業務処理機能の充実	登記窓口・事務室の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正・迅速な業務の遂行</li> <li>円滑な業務の遂行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の待ち時間の短縮</li> <li>利用者の利便性の向上</li> </ul>
閲覧機能の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>適正・迅速な業務の遂行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の利便性の向上</li> </ul>	
書庫の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>データの安全管理の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の財産権の保護への寄与</li> <li>社会基盤の維持</li> </ul>	

## (2) 収容施設

### 収容施設の事業評価（事前評価）システム

収容施設の事業評価（事前評価）は、被収容者等を収容するという施設の特性を考慮し、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」、「事業の効果（費用対効果）」の3つの評価指標から評価を実施します。

#### 3つの評価指標の概要



#### 事業の緊急性

##### ○ 基本的な考え方

現状施設の状況から、事業の緊急性の有無を判断します。

##### ○ 評価方法

- ① 対象施設を建替施設の場合と新規施設の場合に分け、以下に示すそれぞれの評価指標を用いて評点を算出します。
- ② 計画理由に該当する内容を抽出します。
- ③ 計画理由が2以上のときは、主要素（評点が最も高い計画理由等）と従要素（その他の計画理由）に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業の緊急性の評点とします。
- ④ 施設運営上非常に問題があり、建替の必要がある基準の100点を、事業の緊急性の判断基準とします。

事業の緊急性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを緊急性のある事業とします。

#### 用語の説明

保安度——木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。  
建設時点を約9000とします。

現存率——非木造施設の経年による構造や設備等の劣化の度合いに関する指標です。  
建設時点を100とします。

面積率——現状施設の延床面積（㎡）／新営施設の延床面積（㎡）



○ 事業の緊急性の評価軸と基準

●建替の場合

評価軸		評価基準		50	40
		100	90		
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	5,000以下	5,500以下
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左		
狭あい	施設面積	面積率 0.50以下	0.55以下	0.75以下	0.80以下
収容能力	過剰収容	収容定員より3割以上多く収容している	収容定員より2割以上多く収容している		
施設の不備	機能・設備の不備	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため建替が必要	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		
法令等	現行法規（都市計画法、建築基準法）との適合	都市計画法に適合していない 建築基準法上、建替えないと適合しない	建築基準法上、施設全般にわたり、施設の大規模な改善が必要		

●新規施設の場合

評価軸		評価基準		50	40
		100	90		
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの			
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合業務の遂行が著しく困難なもの			整備を行わない場合、業務上好ましくないなもの

○ 目的

新たな計画内容を評価し、計画の妥当性の有無を判断します。

○ 計画の妥当性に関する評価軸と基準

評価軸			評価基準	
			1. 1	1. 0
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている
		安全性の確保		①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、②保安管理体制の確保、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、3点とも充たす計画である
	地域の相談窓口の充実	相談窓口の設置	相談窓口が設置されている	
		地域の人々が気軽に利用しやすい配置		外来鑑別機能の存在を示す見やすい看板・案内の設置等、地域の人々が利用しやすい配慮がなされている
		地域に密着した青少年育成に係る各種相談窓口機能の充実		情報機器による相談対応が可能よう機器設置スペース、または教育機関に対する研修が行える研修室等が確保されている
業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	円滑な業務の遂行	面接調査室・調室等の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	職業訓練の充実	職業訓練機能の充実	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が適度に確保されている
	社会復帰体制の充実	改善更生の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	教育環境の充実	教育内容・教育方法の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	被収容者の処遇・生活環境の改善	居室（単独室・共同室）の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	職員の執務環境の向上	機能改善	職員数に応じた、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	周辺環境の配慮	建物配置、建物形、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土をある程度考慮した設計が行われている
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、3つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、2つ以上について配慮されている
		環境負荷の少ない材料の選択	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的かつ適切に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	施設のフレキシビリティの向上	特に耐久性の高い材料・工法を使用している、または、将来の機能改善に適度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている

○ 評価方法

- ① 各項目の該当する係数を抽出します。
- ② 各項目の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を計画の妥当性の評点とします。

計画の妥当性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを妥当性のある事業とします。

評価基準	
0.7	0.5
周辺環境との調和があまり考えられていない計画である	
	①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、②保安管理体制の確保、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点も充たさない計画である
全く確保されていない	
全く確保されていない	
1つの職業訓練しか出来ない	
全く確保されていない	
全く確保されていない	
全く確保されていない	
全く確保されていない	
自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれについても配慮されていない	

対象施設ごとの評価項目		
刑務所	地域との調和	周辺環境との調和
	業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 職業訓練の充実 社会復帰体制の充実 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
	環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり （環境負荷低減型施設）
	フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上
拘留所	地域との調和	周辺環境との調和
	業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
	環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり （環境負荷低減型施設）
	フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上
少年院	地域との調和	周辺環境との調和 地域の相談窓口の充実
	業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 教育環境の充実 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
	環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり （環境負荷低減型施設）
	フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上
少年鑑別所	地域との調和	周辺環境との調和 地域の相談窓口の充実
	業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
	環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり （環境負荷低減型施設）
	フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上

## 事業の効果（費用対効果）

### ○ 目的

投入される事業コストに見合った結果（効果）が得られるかを評価します。具体的には、事業実施による効果をコスト換算し、投入される事業コストと比較します。

### 費用対効果分析方法

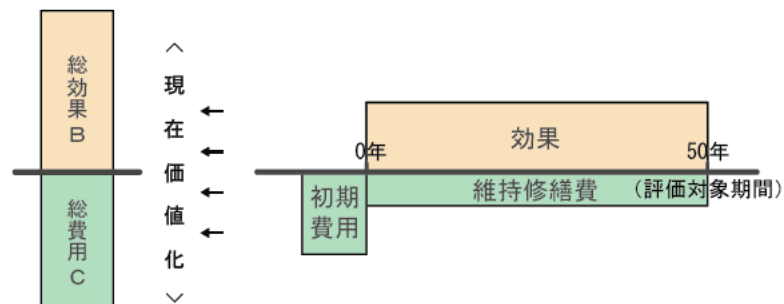
事業にかかる費用を上まわる効果があるかを表わす指標として費用対効果（B/C）を算出します。

$$\text{費用対効果 (B/C)} = \frac{\text{総効果}}{\text{総費用}}$$

総費用	初期費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設費</li> <li>・企画・設計関係費</li> </ul>
	維持修繕費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕費</li> <li>・保全費</li> <li>・維持管理費</li> </ul>
総効果	安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震安全性の向上</li> <li>・防災安全性の向上</li> <li>・保安安全性の向上</li> </ul>
	業務効率・処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な業務の遂行</li> <li>・執務環境の向上による処遇改善</li> </ul>
	建物価値の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の長寿命化</li> <li>・ライフサイクルコストの削減</li> </ul>
	過剰収容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収容室の拡充</li> </ul>
	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LCC02の削減</li> </ul>
	立地条件の改善 (移転の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間・距離の短縮</li> </ul>

・費用及び効果の各項目は、当面の運用とし、適正な観点から適宜見直しを行います。

### 費用対効果分析算出イメージ図



・評価対象期間は、原則として50年とします。

事業の効果（費用対効果）が基準レベル（1）を越えるものを効果のある事業とします。

○ 各効果項目の考え方

効果項目	効果	効果の分類		
		業務上の効果	利用者及び関係者の効果	考え方
安全性の向上	耐震安全性 防災安全性 保安安全性 ) の向上	保安警備の充実	安心感の向上	新営施設が持つ耐震性, 防火・防災性, 保安安全性のレベルまで現状施設のレベルを高めるために必要なコストを効果とします。
業務効率・ 処遇改善	円滑な業務の遂行	円滑な業務の遂行	処遇の改善 (人権への配慮)	施設の新営に伴う面会室, 調室の充実による利用機会・利用時間の向上を効果とします。
	執務環境の向上による処遇改善	執務環境の向上	処遇の改善	施設の新営に伴う狭あい解消, 情報化への対応等による執務能率の向上と被収容者の処遇の改善を効果とします。
建物価値の向上	建物の長寿命化	長期間の使用が可能	経済性の向上	新営施設をより長期間使用できるように計画することによって, 経済効果を出すものです。
	ライフサイクルコストの削減	LCCの削減	LCCの削減	現状施設のライフサイクルコストと新営でのライフサイクルコストの差を効果とします。
過剰収容への対応	収容室の拡充	過剰収容への対応	処遇の改善 (人権の配慮)	新営施設の収容室を適性に確保することによる過剰収容への対応を効果とします。
環境への配慮	LCCO 2 の削減	LCCO 2 の削減	LCCO 2 の削減	現状施設と新営施設の運用段階のエネルギー消費に伴うCO2の排出量の低減を効果とします。
地域への寄与	施設の開放利用		福祉の向上	新営施設の一部を地域住民に開放することによる地域福祉の向上を効果とします。
	災害時の緊急避難場所として利用		安心感の向上	新営施設の一部を災害時の緊急避難場所として開放することによる地域の安心感の向上を効果とします。
	地域経済効果		地域経済の向上	食糧・衣類・原材料等を地域から購入することによる地域経済の向上を効果とします。
位置の改善	時間・距離の短縮	円滑な業務の遂行		立地場所の変化による関係機関へのアクセスの短縮化を効果とします。

# (参考資料) 費用対効果算出方法

## 官署施設費用対効果算出方法


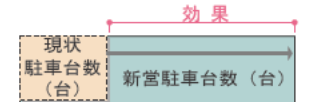
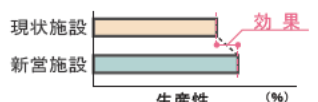
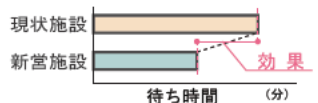

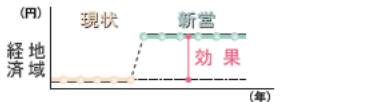
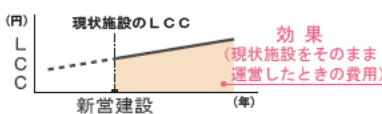
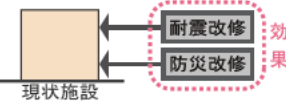
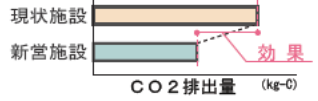

### ○総費用の算出方法

凡例  毎年費用が発生する項目

項目		(各年の費用の) 算出方法
初期費用	建設費	建設工事に要する費用を積み上げにより算出する。
	企画・設計関係費	・建設企画, 現地調査, 設計, 環境管理(アセスメント), 効果分析に要する費用を積み上げ算出する。 ・ただし, 積み上げが困難な場合は, 建設費の5%とする。
維持 修繕費	修繕費	評価対象期間中の大規模修繕, 各所修繕に要する費用を実績値等により算出する。
	保全費	評価対象期間中の経常的に発生する建設維持に要する費用(点検及び保守, 運転・監視, 清掃等)を実績値等により算出する。
	水道光熱費	評価対象期間中の電気, ガス, 水道, 油等に要する費用を実績値等により算出する。

### ○検察庁・法務局共通の効果項目の算出方法

凡例  毎年効果が発生する項目  現状施設  新営施設

項目			(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
利用者の 利便	敷地利用 の改善	立地の改善	$(\text{現状施設までの距離} - \text{新営施設までの距離}) \div 80\text{m/分} \times \text{年間来庁者数} \times \text{時間短縮費用}(40\text{円/分})$	
		規模の改善	$(\text{新営施設駐車台数} - \text{現状施設駐車台数}) \times 8\text{時間} \times \text{周辺駐車料金} \times 240\text{日} \times \text{稼働率}0.5$	
	行政サービスの 向上	執務能率 の向上	$\text{職員平均年収}(6,000\text{千円/年}) \times \text{生産性向上率} \times \text{職員計画人員}$	
		来庁者の 利便性の向上	$\text{滞在短縮時間} \times \text{年間来庁者数} \times \text{時間短縮費用}(40\text{円/分})$	
地域への 寄与	地域住民の満足度 の向上	$(\text{新営建設費} - \text{現状再建設費} \times \text{現状施設現存率}/100) \times \text{評価係数}0.7$		
	地域経済効果	$(\text{新営施設経済効果額} - \text{旧庁舎経済効果額}) \times \text{年間来庁者数}$		
安全の 確保	施設機能維持効果	現状施設の修繕費 + 増築想定庁舎の修繕費		
	防災安全性の向上	$(\text{耐震改修単価}(56.6\text{千円/m}^2) + \text{防災改修単価}(18.4\text{千円/m}^2)) \times \text{現状施設延床面積}$		
環境への 配慮	地球温暖化対策	$(\text{現状施設CO}_2\text{排出量} - \text{新営施設CO}_2\text{排出量}) (\text{kg-C}) \times \text{原単位}(1640\text{円/kg-C})$		
	長期的耐用性	$\text{新営施設の建設費}(\text{円}) \times \text{残存率}(\%)$ ※残存率 = $\frac{\text{耐用年数} - \text{評価対象期間}}{\text{評価対象期間}}$		



○検察庁の加算効果項目の算出方法

凡例 ■ 毎年効果が発生する項目 ■ 現状施設 ■ 新宮施設

項目	(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
来庁者対応機能の充実	情報提供スペースの充実 $(\text{新宮待合室面積} - \text{現状待合室面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪} \cdot \text{月}) \times 12 \text{か月}$	
	バリアフリー化 (高齢者・障害者) への対応 $\text{バリアフリー化対策費単価} (6,400 \text{円/㎡})$ $\times \text{新宮延床面積} (\text{㎡})$	
被害者への配慮	被害者支援相談機能の設置 $(\text{新宮被害者支援相談室面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪} \cdot \text{月}) \times 12 \text{か月}$	
	カウンセリング室の設置 $(\text{新宮カウンセリング室面積} - \text{現状カウンセリング室面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪} \cdot \text{月}) \times 12 \text{か月}$	
業務効率・適切な業務の遂行	調室の充実 $\text{調室の増加数} (\text{室}) \times \text{配置人員} (2 \text{人/室})$ $\times \text{労働時間} (2,000 \text{時/年}) \times \text{労働コスト} (3,200 \text{円/時})$	
	関係機関との打合せ室の確保 $(\text{新宮打合せ室床面積} - \text{現状打合せ室床面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪} \cdot \text{月}) \times 12 \text{か月}$	
	保管機能の充実 $(\text{新宮保管機能面積} - \text{現状保管機能面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺倉庫相場} (\text{円/坪} \cdot \text{月}) \times 12 \text{か月}$	
防犯性の向上	被疑者専用動線、控室等の充実・確保 $(\text{新宮被疑者専用控室の床面積} (\text{坪}) \times 1.5)$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪} \cdot \text{月}) \times 12 \text{か月}$	
位置の改善	$\text{裁判所との移動短縮時間} (\text{分}) \times \text{機会費用} (500 \text{円/分})$ $\times \text{年間移動回数} (\text{台/年})$	


○法務局の加算効果項目の算出方法

凡例 ■ 毎年効果が発生する項目 ■ 現状施設 ■ 新宮施設

項目	(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
来庁者対応機能の充実	待合機能 (情報提供スペース) の充実 $(\text{新宮待合室面積} - \text{現状待合室面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪} \cdot \text{月}) \times 12 \text{か月}$	
	相談機能の充実 $(\text{新宮相談室面積} - \text{現状相談室面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪} \cdot \text{月}) \times 12 \text{か月}$	
	バリアフリー化 (高齢者・身障者) への対応 $\text{バリアフリー化対策費単価} (6,400 \text{円/㎡})$ $\times \text{新宮延床面積} (\text{㎡})$	
業務効率・適切な業務の遂行	登記窓口・事務室の充実 $(\text{登記事務室の増加床面積} (\text{㎡}) \div \text{基準面積} (\text{㎡/人}))$ $\times \text{労働時間} (2,000 \text{時/年}) \times \text{労働コスト} (3,200 \text{円/時})$	
	閲覧機能の充実 $(\text{新宮閲覧スペース面積} - \text{現状閲覧スペース面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪} \cdot \text{月}) \times 12 \text{か月}$	
	書庫の充実 $(\text{新宮書庫} - \text{現状書庫}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺倉庫相場} (\text{円/坪} \cdot \text{月}) \times 12 \text{か月}$	


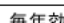
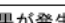
収容施設費用対効果算出方法


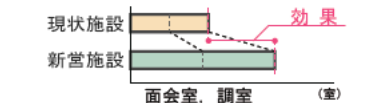
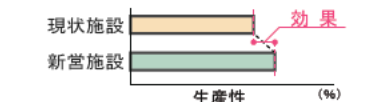
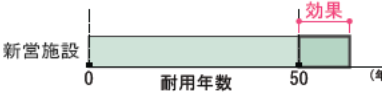
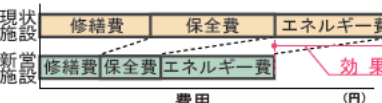
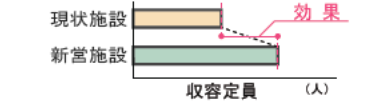
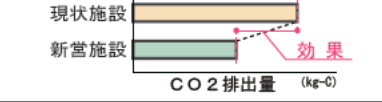
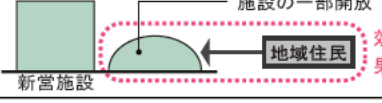
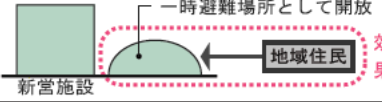
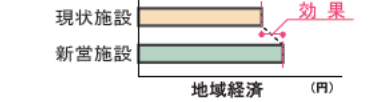

○総費用の算出方法

凡例  毎年費用が発生する項目

項目		(各年の費用の) 算出方法
初期費用	建設費	建設工事に要する費用を積み上げにより算出する。
	企画・設計関係費	・建設企画, 現地調査, 設計, 環境管理(アセスメント), 効果分析に要する費用を積み上げ算出する。 ・ただし, 積み上げが困難な場合は, 建設費の5%とする。
維持 修繕費	修繕費	評価対象期間中の大規模修繕, 各所修繕に要する費用を実績値等により算出する。
	保全費	評価対象期間中の経常的に発生する建設維持に要する費用(点検及び保守, 運転・監視, 清掃等)を実績値等により算出する。
	水道光熱費	評価対象期間中の電気, ガス, 水道, 油等に要する費用を実績値等により算出する。

○総効果の算出方法

凡例  毎年効果が発生する項目  現状施設  新営施設

効果項目	効果	(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
安全性の向上	耐震安全性 防災安全性 保安安全性 の向上	(耐震対策費 (56.6千円/㎡) + 防災対策費 (18.4千円/㎡) + 保安警備対策費 (15.6千円/㎡)) × 新営施設の延床面積 (㎡)	
業務効率・ 処遇改善	円滑な業務の 遂行	(面会室の利用時間の増加 + 調室の利用増加時間) × 機会費用 (3千円/年)	
	執務環境の向上 による処遇改善	職員の平均年収 (6,300千円/年) × 生産性向上率 × 職員計画人員	
建物価値の 向上	建物の長寿命化	新営施設の建設費 × 残存率	
	ライフサイクルコストの 削減	現状施設のLCC - 新営施設のLCC	
過剰収容への 対応	収容室の拡充	必要面積 (㎡) × 建設単価 (円/㎡)	
環境への 配慮	LCCO2の削減	(現状施設CO2排出量 - 新営施設CO2排出量) (kg-C) × 原単位 (1,640円/kg-C)	
地域への 寄与	施設の開放利用	年間利用者数 (人/年) × 1人当りの利用時間 (分) × 機会費用 (10円/分・人)	
	災害時の緊急 避難場所として 利用	避難場所の収容定員 (人) × 1人当りの被害軽減額 (28.3千円/人)	
	地域経済効果	(新営収容定員 - 現状収容定員) (人) × 被害者1人当りの地域からの購入費 (円)	
位置の 改善	時間・距離の 短縮	移動短縮時間数 × 機会費用単価 (500円/分)	





## FACILITIES DIVISION MINISTRY OF JUSTICE

---

### 法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
TEL:03-3580-4111(代) FAX:03-5511-7203  
URL:<http://www.moj.go.jp>